

特定口座に係る調査 クロス集計表(性・年代別)

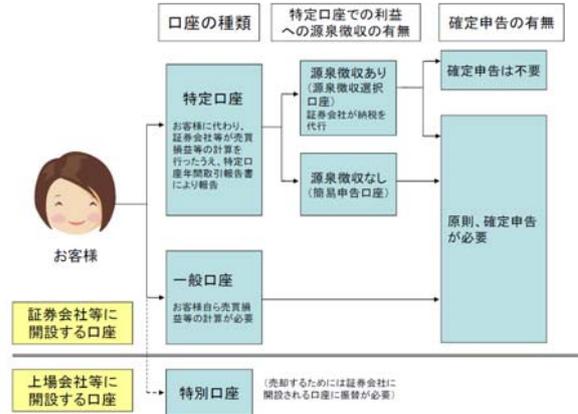
問1. 現在開設している証券口座の種類

あなたが、証券会社等(※)に現在、開設している証券口座をすべてお知らせください。なお、現在の残高の有無は問いませんが、これまで残高がずっとゼロの口座は除いてお知らせください。(いくつでも)

※ 証券会社等…証券会社、投資信託委託会社、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等をいいます。(特定口座の定義は、下記の図をご覧ください)

	全 体	特定口座	一般口座	無回答
全 体	2085	84.2	22.3	-
男性	1379	84.1	23.6	-
女性	706	84.4	19.7	-
男性20代	132	80.3	32.6	-
男性30代	295	86.8	17.6	-
男性40代	278	84.5	23.7	-
男性50代	267	81.6	28.8	-
男性60代	407	84.8	21.6	-
女性20代	35	85.7	22.9	-
女性30代	101	83.2	20.8	-
女性40代	148	85.1	20.3	-
女性50代	188	83.5	20.7	-
女性60代	234	85.0	17.5	-

- 凡例
- … 全体値より+10%以上以上の差
 - … 全体値より-10%以上以上の差
 - … 全体値より +5%以上以上の差
 - … 全体値より -5%以上以上の差
 - … N=30未満のため参考



問2. 配当金受領方法

あなたが、証券会社等に開設している証券口座において、上場株式(※1)の配当金の受領方法は、どれを選択していますか。複数の証券口座を開設している方は、あてはまるものを全て(※2)お知らせください。(いくつでも)

※1 上場株式…上場株式、上場優先出資証券、上場ETF、上場REIT、上場CBのほか、外国の取引所に上場するこれらの有価証券を含みます。

※2 複数の口座をお持ちの場合でも、「登録配当金受領口座方式」と「株式数等比例配分方式」は、他の方式と同時に選べません。

	全 体	配当金領収証方式	個別銘柄指定方式	登録配当金受領口座方式	株式数等比例配分方式	わからない	無回答
全 体	2085	41.0	19.3	14.9	21.2	10.1	-
男性	1379	40.2	18.5	15.4	22.1	9.9	-
女性	706	42.4	20.8	13.9	19.4	10.3	-
男性20代	132	28.8	12.1	15.9	26.5	16.7	-
男性30代	295	36.3	11.2	14.9	25.4	15.6	-
男性40代	278	42.8	16.9	14.4	24.8	8.3	-
男性50代	267	41.2	20.2	20.6	17.6	6.7	-
男性60代	407	44.5	25.8	13.0	19.4	6.9	-
女性20代	35	40.0	14.3	14.3	22.9	8.6	-
女性30代	101	43.6	13.9	15.8	17.8	11.9	-
女性40代	148	43.2	15.5	10.8	20.9	12.8	-
女性50代	188	42.6	26.1	16.0	17.0	8.0	-
女性60代	234	41.5	23.9	13.2	20.5	10.3	-

問3. 特定口座における源泉徴収の有無

【特定口座を開設している個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している特定口座は、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)と源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)のどちらですか。複数の証券会社等に特定口座を開設している場合は、あてはまるものすべてお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)	源泉徴収なし(簡易申告口座)	無回答
全 体	1756	83.4	18.2	-
男性	1160	83.0	18.9	-
女性	596	84.2	16.8	-
男性20代	106	84.9	18.9	-
男性30代	256	85.2	14.8	-
男性40代	235	81.3	21.3	-
男性50代	218	81.7	21.6	-
男性60代	345	82.9	18.6	-
女性20代	30	80.0	20.0	-
女性30代	84	82.1	19.0	-
女性40代	126	83.3	16.7	-
女性50代	157	89.2	12.1	-
女性60代	199	82.4	19.1	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(性・年代別)

問4. 源泉徴収ありの特定口座選択の理由

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告を 不要にでき る	証券会社が 売却益に対 して源泉徴 収	損益通算を 証券口座で 行える	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	1465	78.6	31.3	21.5	0.5	7.6	-
男性	963	77.5	31.9	22.3	0.4	7.8	-
女性	502	80.9	30.1	19.9	0.6	7.4	-
男性20代	90	90.0	31.1	22.2	-	4.4	-
男性30代	218	82.1	30.3	22.0	0.5	6.9	-
男性40代	191	80.1	30.4	16.8	1.0	7.3	-
男性50代	178	79.2	27.0	22.5	0.6	8.4	-
男性60代	286	67.1	37.4	26.2	-	9.4	-
女性20代	24	83.3	4.2	8.3	-	16.7	-
女性30代	69	88.4	23.2	15.9	-	4.3	-
女性40代	105	81.9	25.7	15.2	1.0	10.5	-
女性50代	140	81.4	32.9	21.4	0.7	8.6	-
女性60代	164	76.2	37.2	25.0	0.6	4.3	-

問5. 源泉徴収選択口座における分配金の受入れ可否

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

平成21年1月から、国内上場株式等の配当金を証券会社等の証券口座で受け取ることができるようになりました。

また、平成22年1月から、国内上場株式等の配当金や公募株式投資信託の分配金等については、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)へ受け入れることができるようになりました。

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)では、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れが可能ですか。(ひとつだけ)

	全 体	配当金・分 配金がとも に受入れ可 能	分配金のみ 受入れ可能	いずれも受 入れ可能で はない	無回答
全 体	1465	74.2	4.9	20.9	-
男性	963	74.7	4.8	20.6	-
女性	502	73.3	5.2	21.5	-
男性20代	90	84.4	4.4	11.1	-
男性30代	218	79.4	2.8	17.9	-
男性40代	191	73.3	2.6	24.1	-
男性50代	178	68.5	5.1	26.4	-
男性60代	286	72.7	7.7	19.6	-
女性20代	24	87.5	4.2	8.3	-
女性30代	69	66.7	2.9	30.4	-
女性40代	105	73.3	1.9	24.8	-
女性50代	140	70.0	7.1	22.9	-
女性60代	164	76.8	6.7	16.5	-

問6. 特定口座を開設しない理由

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に特定口座を開設しない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	株式や株式 投信を保有 していない	株式や株式 投信の保有 予定がない	本人確認書 類などの手 続が面倒	自ら納税計 算するので 特定口座は 不要	取引する証 券会社等で は開設でき ない	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	329	4.6	5.2	15.2	25.8	1.8	2.1	51.1	-
男性	219	5.5	4.6	14.2	28.8	2.3	2.7	48.9	-
女性	110	2.7	6.4	17.3	20.0	0.9	0.9	55.5	-
男性20代	26	15.4	7.7	11.5	11.5	3.8	7.7	42.3	-
男性30代	39	2.6	7.7	15.4	25.6	5.1	2.6	43.6	-
男性40代	43	7.0	2.3	18.6	53.5	4.7	-	25.6	-
男性50代	49	6.1	6.1	20.4	22.4	-	2.0	55.1	-
男性60代	62	1.6	1.6	6.5	25.8	-	3.2	66.1	-
女性20代	5	-	60.0	20.0	20.0	-	-	20.0	-
女性30代	17	-	5.9	29.4	23.5	-	-	47.1	-
女性40代	22	-	4.5	18.2	13.6	-	4.5	59.1	-
女性50代	31	3.2	3.2	22.6	19.4	3.2	-	54.8	-
女性60代	35	5.7	2.9	5.7	22.9	-	-	62.9	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(性・年代別)

問7. 特定口座開設のための改善点

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

どのような点を改善すれば、あなたは証券会社等に特定口座を開設しますか。(いくつでも)

	全 体	特定口座の仕組みが理解できたら	一般口座の株式等を振替可能なら	特別口座の株式を振替可能なら	他の金融商品と損益通算が可能なら	複数の特定口座間で損益通算可能なら	税務署に内容が通知されなければ	その他	改善されても開設するつもりはない	無回答
全 体	329	40.1	12.2	3.3	4.9	8.8	7.0	3.6	31.9	-
男性	219	37.4	12.8	3.7	5.5	9.1	8.2	4.1	31.1	-
女性	110	45.5	10.9	2.7	3.6	8.2	4.5	2.7	33.6	-
男性20代	26	42.3	26.9	7.7	3.8	3.8	3.8	-	30.8	-
男性30代	39	53.8	7.7	7.7	7.7	12.8	5.1	-	20.5	-
男性40代	43	32.6	9.3	-	9.3	9.3	18.6	9.3	30.2	-
男性50代	49	26.5	12.2	2.0	4.1	10.2	12.2	4.1	34.7	-
男性60代	62	37.1	12.9	3.2	3.2	8.1	1.6	4.8	35.5	-
女性20代	5	20.0	20.0	40.0	20.0	20.0	-	-	20.0	-
女性30代	17	47.1	11.8	-	-	-	11.8	-	35.3	-
女性40代	22	54.5	9.1	-	4.5	13.6	9.1	-	18.2	-
女性50代	31	54.8	16.1	3.2	6.5	6.5	3.2	6.5	29.0	-
女性60代	35	34.3	5.7	-	-	8.6	-	2.9	48.6	-

問8. 源泉徴収選択口座で配当金の受入れを行う理由

【配当金・分配金の受入れができる個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行う理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告が不要となるため	証券会社等の担当者に勧められた	その他	特に理由はない	無回答
全 体	1087	70.5	6.5	0.7	24.5	-
男性	719	70.5	4.9	0.8	25.5	-
女性	368	70.4	9.8	0.5	22.6	-
男性20代	76	69.7	2.6	-	28.9	-
男性30代	173	65.3	4.6	0.6	31.8	-
男性40代	140	72.9	2.9	1.4	23.6	-
男性50代	122	77.0	4.1	1.6	18.9	-
男性60代	208	69.7	7.7	0.5	24.0	-
女性20代	21	61.9	4.8	4.8	28.6	-
女性30代	46	71.7	4.3	-	28.3	-
女性40代	77	75.3	7.8	-	19.5	-
女性50代	98	68.4	9.2	-	25.5	-
女性60代	126	69.8	14.3	0.8	19.0	-

問9. 源泉徴収選択口座で配当金等の受入れを行わない理由

【配当金・分配金の受入れができない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行わない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	預金口座や窓口で配当金を受取りたい	損益通算できないことを知らなかった	利用の証券会社では損益通算できない	確定申告により配当控除を選択したい	その他	特に理由はない	配当金がある株式等を保有していない	無回答
全 体	378	19.3	9.5	3.2	6.6	2.6	52.6	11.4	-
男性	244	19.7	10.7	4.5	8.2	2.9	48.4	11.9	-
女性	134	18.7	7.5	0.7	3.7	2.2	60.4	10.4	-
男性20代	14	7.1	14.3	21.4	-	-	64.3	14.3	-
男性30代	45	15.6	11.1	6.7	6.7	-	46.7	20.0	-
男性40代	51	17.6	5.9	2.0	5.9	3.9	47.1	17.6	-
男性50代	56	28.6	14.3	3.6	3.6	3.6	46.4	8.9	-
男性60代	78	19.2	10.3	2.6	15.4	3.8	48.7	5.1	-
女性20代	3	33.3	-	-	-	-	33.3	33.3	-
女性30代	23	26.1	17.4	4.3	-	-	65.2	4.3	-
女性40代	28	10.7	3.6	-	-	3.6	71.4	14.3	-
女性50代	42	26.2	4.8	-	2.4	2.4	57.1	7.1	-
女性60代	38	10.5	7.9	-	10.5	2.6	55.3	13.2	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(性・年代別)

問10. 簡易申告口座選択の理由

【源泉徴収なし(簡易申告口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収や 納税代行機 能が不要な ため	源泉徴収で 運用効率等 が低下する	給与以外の 所得収入が 20万円以 下	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	291	28.9	15.5	39.5	4.1	23.4	-
男性	197	27.9	21.3	37.6	5.6	20.8	-
女性	94	30.9	3.2	43.6	1.1	28.7	-
男性20代	16	12.5	25.0	43.8	6.3	25.0	-
男性30代	38	13.2	31.6	60.5	2.6	10.5	-
男性40代	44	40.9	27.3	38.6	2.3	13.6	-
男性50代	40	25.0	10.0	37.5	5.0	25.0	-
男性60代	59	33.9	16.9	20.3	10.2	28.8	-
女性20代	6	-	16.7	100.0	-	-	-
女性30代	15	13.3	-	46.7	-	40.0	-
女性40代	21	38.1	-	38.1	-	33.3	-
女性50代	17	29.4	5.9	41.2	-	35.3	-
女性60代	35	40.0	2.9	37.1	2.9	22.9	-

問11. 先入先出法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、同一銘柄については先入先出法(※)により行うことはご存知ですか。(ひとつだけ)

※先入先出法…先に取得したのから売却されたものとして取り扱う方法をいいます。

	全 体	よく知っている	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	9.9	27.9	36.9	25.2	-
男性	1379	11.5	30.3	35.7	22.5	-
女性	706	6.8	23.2	39.4	30.6	-
男性20代	132	15.2	32.6	30.3	22.0	-
男性30代	295	10.2	28.1	35.9	25.8	-
男性40代	278	11.9	29.5	34.2	24.5	-
男性50代	267	9.4	29.2	40.1	21.3	-
男性60代	407	12.5	32.4	35.4	19.7	-
女性20代	35	17.1	25.7	31.4	25.7	-
女性30代	101	2.0	27.7	38.6	31.7	-
女性40代	148	6.1	29.1	32.4	32.4	-
女性50代	188	6.9	17.6	43.1	32.4	-
女性60代	234	7.7	21.8	42.3	28.2	-

問12. 総平均法に準ずる方法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、その取得価額については総平均法に準ずる方法(※)により計算することはご存知ですか。(ひとつだけ)

※ 総平均法に準ずる方法…上場株式を最初に取得したときから売却時までの期間を基礎として、当該期間内に取得した同一の上場株式の取得価額を合算のうえ取得株式総数で除して計算した金額を、売却した上場株式の1単位当たりの取得価額として計算する方法をいいます。

	全 体	よく知っている	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	11.9	31.1	34.3	22.6	-
男性	1379	13.6	33.6	33.0	19.8	-
女性	706	8.8	26.2	36.8	28.2	-
男性20代	132	23.5	35.6	24.2	16.7	-
男性30代	295	11.5	30.2	33.2	25.1	-
男性40代	278	14.4	32.7	32.7	20.1	-
男性50代	267	9.7	34.1	36.0	20.2	-
男性60代	407	13.8	35.9	33.9	16.5	-
女性20代	35	20.0	37.1	31.4	11.4	-
女性30代	101	5.9	27.7	36.6	29.7	-
女性40代	148	6.1	29.7	32.4	31.8	-
女性50代	188	7.4	20.7	41.0	30.9	-
女性60代	234	11.1	26.1	37.2	25.6	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(性・年代別)

問13. 特定口座内で損益通算するための条件認知

特定口座内で配当等と譲渡損失を損益通算するためには、①口座区分として「源泉徴収ありの特定口座」を開設し、②配当金の受取方法として「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択する必要がある(※)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)
 (※)公募株式投資信託の分配金は、「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択しなくても、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)の計算対象とし、上場株式や公募株式投資信託の売却時の損失と通算できます。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	9.5	28.2	38.3	24.0	-
男性	1379	10.9	29.2	38.7	21.2	-
女性	706	6.9	26.1	37.7	29.3	-
男性20代	132	13.6	37.1	29.5	19.7	-
男性30代	295	10.2	29.5	38.0	22.4	-
男性40代	278	10.1	25.5	41.4	23.0	-
男性50代	267	8.2	28.8	39.0	24.0	-
男性60代	407	12.8	29.2	40.0	17.9	-
女性20代	35	11.4	34.3	37.1	17.1	-
女性30代	101	3.0	23.8	37.6	35.6	-
女性40代	148	7.4	25.0	31.8	35.8	-
女性50代	188	3.2	26.6	39.4	30.9	-
女性60代	234	10.7	26.1	40.2	23.1	-

問14. 特別口座保有者は株式数等比例配分を選べないこと

「特別口座」(※)で上場株式を保有している場合には、配当金の受取方法について「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)
 ※ 特別口座…株券電子化に伴い、上場株式を証券保管振替機構に預託していない株主の権利を保全するために、信託銀行等に開設された口座をいいます。特別口座に保有している上場株式を売却することはできませんので、売却する場合には、証券会社等に取り引口座を開設し移管する必要があります。特定口座とは異なります。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	4.7	15.7	36.9	42.7	-
男性	1379	5.2	17.2	37.3	40.3	-
女性	706	3.5	12.9	36.3	47.3	-
男性20代	132	7.6	24.2	26.5	41.7	-
男性30代	295	4.7	15.6	37.6	42.0	-
男性40代	278	5.0	12.6	36.7	45.7	-
男性50代	267	4.9	16.5	40.8	37.8	-
男性60代	407	5.2	19.7	38.6	36.6	-
女性20代	35	11.4	25.7	22.9	40.0	-
女性30代	101	2.0	14.9	35.6	47.5	-
女性40代	148	3.4	15.5	32.4	48.6	-
女性50代	188	2.1	10.1	33.5	54.3	-
女性60代	234	4.3	10.7	43.2	41.9	-

問15. 特定口座開設は1社に1口座の認知

あなたは1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	23.6	35.4	23.4	17.6	-
男性	1379	25.8	36.6	22.0	15.6	-
女性	706	19.4	33.1	26.1	21.4	-
男性20代	132	28.8	30.3	25.0	15.9	-
男性30代	295	21.0	34.9	24.1	20.0	-
男性40代	278	26.3	36.7	21.9	15.1	-
男性50代	267	22.5	36.3	25.5	15.7	-
男性60代	407	30.2	40.0	17.2	12.5	-
女性20代	35	37.1	20.0	28.6	14.3	-
女性30代	101	20.8	27.7	21.8	29.7	-
女性40代	148	18.9	27.0	25.0	29.1	-
女性50代	188	13.8	37.8	27.7	20.7	-
女性60代	234	20.9	37.6	26.9	14.5	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(性・年代別)

問16. 特定口座間の損益通算には確定申告が必要であること

複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を開設している場合、それぞれの源泉徴収ありの特定口座における上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金とその売却時の損益を通算するとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	18.2	31.2	31.1	19.5	-
男性	1379	19.9	31.5	30.6	18.1	-
女性	706	14.9	30.7	32.0	22.4	-
男性20代	132	19.7	29.5	28.8	22.0	-
男性30代	295	17.3	30.5	32.5	19.7	-
男性40代	278	21.6	32.0	29.1	17.3	-
男性50代	267	16.5	32.2	31.5	19.9	-
男性60代	407	22.9	31.9	30.2	15.0	-
女性20代	35	25.7	22.9	34.3	17.1	-
女性30代	101	14.9	28.7	25.7	30.7	-
女性40代	148	11.5	31.8	29.7	27.0	-
女性50代	188	12.2	31.4	30.3	26.1	-
女性60代	234	17.5	31.6	37.2	13.7	-

問17. 特定口座の損失繰越に確定申告が必要となること

証券会社等に開設する源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)について年間通算で損失となった場合で、当該損失を翌年以降(最大3年間まで)繰り越すとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	27.6	30.8	25.5	16.2	-
男性	1379	30.5	31.8	23.8	13.9	-
女性	706	21.8	28.8	28.8	20.7	-
男性20代	132	26.5	34.1	19.7	19.7	-
男性30代	295	29.2	33.6	23.1	14.2	-
男性40代	278	34.9	27.7	23.4	14.0	-
男性50代	267	26.2	33.7	24.3	15.7	-
男性60代	407	32.7	31.4	25.6	10.3	-
女性20代	35	22.9	51.4	14.3	11.4	-
女性30代	101	17.8	26.7	27.7	27.7	-
女性40代	148	20.9	32.4	24.3	22.3	-
女性50代	188	16.5	25.5	30.3	27.7	-
女性60代	234	28.2	26.5	32.9	12.4	-

問18-1. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の認知

証券会社等に開設する特定口座において、年間を通じて売買取引や配当金・分配金の受入れが一切なかった場合であってもすべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」が交付されることをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	30.1	32.0	22.5	15.4	-
男性	1379	30.7	32.2	22.6	14.6	-
女性	706	29.0	31.6	22.4	17.0	-
男性20代	132	26.5	31.1	23.5	18.9	-
男性30代	295	29.2	33.2	21.4	16.3	-
男性40代	278	33.1	28.4	24.5	14.0	-
男性50代	267	23.6	35.2	24.7	16.5	-
男性60代	407	36.1	32.4	20.4	11.1	-
女性20代	35	28.6	42.9	14.3	14.3	-
女性30代	101	25.7	28.7	20.8	24.8	-
女性40代	148	32.4	27.7	21.6	18.2	-
女性50代	188	25.0	34.0	22.3	18.6	-
女性60代	234	31.6	31.6	24.8	12.0	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(性・年代別)

問18-2. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の意識

すべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」の交付についてどのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	交付は必要	交付はどちらでも良い	照会して回答がすぐ得られるなら不要	交付は不要	無回答
全 体	2085	32.0	34.2	17.6	16.2	-
男性	1379	32.8	34.5	17.3	15.4	-
女性	706	30.3	33.6	18.3	17.8	-
男性20代	132	28.0	43.2	15.2	13.6	-
男性30代	295	29.8	36.9	14.2	19.0	-
男性40代	278	29.5	37.1	19.4	14.0	-
男性50代	267	34.5	31.1	17.6	16.9	-
男性60代	407	37.8	30.5	18.4	13.3	-
女性20代	35	34.3	37.1	11.4	17.1	-
女性30代	101	28.7	32.7	17.8	20.8	-
女性40代	148	25.0	34.5	18.9	21.6	-
女性50代	188	25.0	40.4	18.6	16.0	-
女性60代	234	38.0	27.4	18.8	15.8	-

問19-1. 特定口座のみなし廃止の認知

証券会社等に開設する特定口座において、「上場株式や公募株式投資信託の残高がなく、かつ売買取引や配当金の受入れが一切ない状態」が2年以上続いた場合には、法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	7.6	17.8	35.1	39.5	-
男性	1379	8.2	20.0	35.0	36.8	-
女性	706	6.4	13.6	35.4	44.6	-
男性20代	132	10.6	22.7	27.3	39.4	-
男性30代	295	8.8	19.7	33.2	38.3	-
男性40代	278	10.1	18.3	31.7	39.9	-
男性50代	267	5.2	22.5	36.0	36.3	-
男性60代	407	7.6	18.9	40.3	33.2	-
女性20代	35	20.0	22.9	17.1	40.0	-
女性30代	101	2.0	23.8	32.7	41.6	-
女性40代	148	6.8	16.2	31.8	45.3	-
女性50代	188	4.8	9.0	35.1	51.1	-
女性60代	234	7.3	9.8	41.9	41.0	-

問19-2. 特定口座のみなし廃止の意識

法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	特段気にならない	不便だ	無回答
全 体	2085	48.4	51.6	-
男性	1379	48.7	51.3	-
女性	706	47.7	52.3	-
男性20代	132	52.3	47.7	-
男性30代	295	46.8	53.2	-
男性40代	278	40.6	59.4	-
男性50代	267	47.2	52.8	-
男性60代	407	55.5	44.5	-
女性20代	35	51.4	48.6	-
女性30代	101	53.5	46.5	-
女性40代	148	39.2	60.8	-
女性50代	188	44.1	55.9	-
女性60代	234	53.0	47.0	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(性・年代別)

問20-1. 相続・贈与の際の特定口座の一定の制約への認知

親族等から相続や贈与により上場株式や公募株式投資信託を取得し、特定口座に受け入れる場合、同一銘柄についてすべて当該特定口座へ受け入れる必要があるなどの一定の制約(※)があることはご存知ですか。(ひとつだけ)

※一定の制約…主な事例

- ①叔父から贈与を受ける場合、贈与者である叔父が特定口座で上場株式である甲A銘柄を2株保有しており、あなたが特定口座で既に当該甲A銘柄を保有しているときには、2株すべてをあなたの特定口座へ移管しなければなりません(1株だけを移管することはできません)。
 ②父親が一般口座で上場株式である乙B銘柄を保有し、相続などにより、あなたの特定口座に当該銘柄を移管するときには、父親が他の証券会社等に開設する一般口座や特別口座で保有する乙B銘柄(相続などの前に一般口座で売却等を行ったものを含む)の存在をすべて確認し、また、その取得価額をすべて調査して計算のうえ特定口座へ受け入れる必要があります(実務上、父親が保有する乙B銘柄の存在と取得価額などを完全に証明することは困難であるため、相続などによる特定口座への受入れは行うことが困難です。)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	2.8	16.6	38.8	41.7	-
男性	1379	2.9	19.7	39.1	38.3	-
女性	706	2.5	10.6	38.4	48.4	-
男性20代	132	5.3	28.8	33.3	32.6	-
男性30代	295	3.1	21.0	39.0	36.9	-
男性40代	278	2.5	16.5	38.5	42.4	-
男性50代	267	1.5	20.6	43.8	34.1	-
男性60代	407	3.2	17.4	38.3	41.0	-
女性20代	35	8.6	20.0	31.4	40.0	-
女性30代	101	1.0	10.9	40.6	47.5	-
女性40代	148	2.0	13.5	36.5	48.0	-
女性50代	188	3.2	6.9	36.2	53.7	-
女性60代	234	2.1	10.3	41.5	46.2	-

問20-2. 一定の制約についての意識

一定の制約があることについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	一定の制約は必要	特段気にならない	非常に複雑で撤廃すべき	無回答
全 体	2085	24.9	39.0	36.0	-
男性	1379	22.8	41.0	36.1	-
女性	706	29.0	35.1	35.8	-
男性20代	132	21.2	56.8	22.0	-
男性30代	295	22.7	47.1	30.2	-
男性40代	278	17.3	39.6	43.2	-
男性50代	267	20.6	36.7	42.7	-
男性60代	407	28.7	35.4	35.9	-
女性20代	35	34.3	37.1	28.6	-
女性30代	101	27.7	46.5	25.7	-
女性40代	148	32.4	29.7	37.8	-
女性50代	188	25.5	38.8	35.6	-
女性60代	234	29.5	30.3	40.2	-

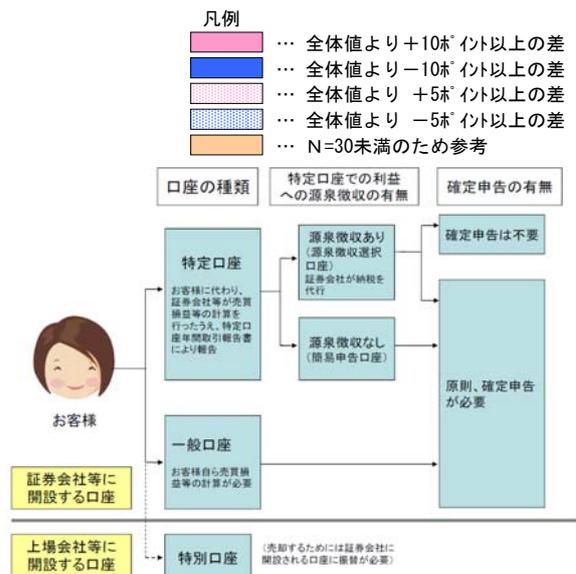
特定口座に係る調査 クロス集計表(年別別)

問1. 現在開設している証券口座の種類

あなたが、証券会社等(※)に現在、開設している証券口座をすべてお知らせください。なお、現在の残高の有無は問いませんが、これまで残高がずっとゼロの口座は除いてお知らせください。(いくつでも)

※ 証券会社等…証券会社、投資信託委託会社、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等をいいます。(特定口座の定義は、下記の図をご覧ください)

	全 体	特定口座	一般口座	無回答
全 体	2085	84.2	22.3	-
300万円未満	854	84.4	20.8	-
300万円～500万円未満	458	83.6	21.2	-
500万円～700万円未満	360	88.3	20.6	-
700万円～1000万円未満	276	80.8	28.3	-
1000万円以上	137	81.0	27.7	-



問2. 配当金受領方法

あなたが、証券会社等に開設している証券口座において、上場株式(※1)の配当金の受領方法は、どれを選択していますか。複数の証券口座を開設している方は、あてはまるものを全て(※2)お知らせください。(いくつでも)

※1 上場株式…上場株式、上場優先出資証券、上場ETF、上場REIT、上場CBのほか、外国の取引所に上場するこれらの有価証券を含みます。

※2 複数の口座をお持ちの場合でも、「登録配当金受領口座方式」と「株式数等比例配分方式」は、他の方式と同時に選べません。

	全 体	配当金領収証方式	個別銘柄指定方式	登録配当金受領口座方式	株式数等比例配分方式	わからない	無回答
全 体	2085	41.0	19.3	14.9	21.2	10.1	-
300万円未満	854	43.0	17.9	13.8	19.3	12.1	-
300万円～500万円未満	458	41.3	16.4	14.2	22.5	12.4	-
500万円～700万円未満	360	38.9	18.9	16.1	24.7	6.7	-
700万円～1000万円未満	276	35.1	24.6	17.4	22.5	6.9	-
1000万円以上	137	44.5	27.7	16.1	16.8	5.1	-

問3. 特定口座における源泉徴収の有無

【特定口座を開設している個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している特定口座は、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)と源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)のどちらですか。複数の証券会社等に特定口座を開設している場合は、あてはまるものすべてお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)	源泉徴収なし(簡易申告口座)	無回答
全 体	1756	83.4	18.2	-
300万円未満	721	83.1	17.8	-
300万円～500万円未満	383	83.3	17.8	-
500万円～700万円未満	318	86.2	16.4	-
700万円～1000万円未満	223	80.3	22.0	-
1000万円以上	111	84.7	19.8	-

問4. 源泉徴収ありの特定口座選択の理由

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告を 不要にできる	証券会社が 売却益に対して源泉徴収	損益通算を 証券口座で 行える	その他	特に理由はない	無回答
全 体	1465	78.6	31.3	21.5	0.5	7.6	-
300万円未満	599	79.5	30.9	19.5	0.3	7.2	-
300万円～500万円未満	319	74.6	27.9	22.6	0.3	10.3	-
500万円～700万円未満	274	79.2	35.8	23.7	1.1	4.7	-
700万円～1000万円未満	179	82.1	30.2	22.9	0.6	8.9	-
1000万円以上	94	78.7	34.0	21.3	-	7.4	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(年収別)

問5. 源泉徴収選択口座における分配金の受入れ可否

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

平成21年1月から、国内上場株式等の配当金を証券会社等の証券口座で受け取ることができるようになりました。また、平成22年1月から、国内上場株式等の配当金や公募株式投資信託の分配金等については、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)へ受け入れることができるようになりました。あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)では、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れが可能ですか。(ひとつだけ)

	全 体	配当金・分配金がともに受入れ可能	分配金のみ受入れ可能	いずれも受入れ可能ではない	無回答
全 体	1465	74.2	4.9	20.9	-
300万円未満	599	71.0	6.3	22.7	-
300万円～500万円未満	319	75.9	4.1	20.1	-
500万円～700万円未満	274	77.0	3.3	19.7	-
700万円～1000万円未満	179	78.8	3.4	17.9	-
1000万円以上	94	72.3	6.4	21.3	-

問6. 特定口座を開設しない理由

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に特定口座を開設しない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	株式や株式投資を保有していない	株式や株式投資の保有予定がない	本人確認書類などの手続が面倒	自ら納税計算するので特定口座は不要	取引する証券会社等では開設できない	その他	特に理由はない	無回答
全 体	329	4.6	5.2	15.2	25.8	1.8	2.1	51.1	-
300万円未満	133	6.8	4.5	12.0	19.5	0.8	3.8	56.4	-
300万円～500万円未満	75	4.0	8.0	12.0	28.0	1.3	1.3	50.7	-
500万円～700万円未満	42	2.4	2.4	11.9	31.0	2.4	-	52.4	-
700万円～1000万円未満	53	1.9	5.7	32.1	35.8	3.8	1.9	34.0	-
1000万円以上	26	3.8	3.8	11.5	23.1	3.8	-	57.7	-

問7. 特定口座開設のための改善点

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

どのような点を改善すれば、あなたは証券会社等に特定口座を開設しますか。(いくつでも)

	全 体	特定口座の仕組みが理解できたら	一般口座の株式等を振替可能なら	特別口座の株式を振替可能なら	他の金融商品と損益通算が可能なら	複数の特定口座間で損益通算可能なら	税務署に内容が通知されなければ	その他	改善されても開設するつもりはない	無回答
全 体	329	40.1	12.2	3.3	4.9	8.8	7.0	3.6	31.9	-
300万円未満	133	42.9	12.8	1.5	5.3	10.5	3.0	2.3	36.8	-
300万円～500万円未満	75	40.0	13.3	6.7	4.0	4.0	5.3	2.7	33.3	-
500万円～700万円未満	42	50.0	9.5	2.4	4.8	11.9	7.1	2.4	26.2	-
700万円～1000万円未満	53	26.4	11.3	5.7	3.8	9.4	17.0	9.4	24.5	-
1000万円以上	26	38.5	11.5	-	7.7	7.7	11.5	3.8	26.9	-

問8. 源泉徴収選択口座で配当金の受入れを行う理由

【配当金・分配金の受入れができる個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行う理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告が不要となるため	証券会社等の担当者に勧められた	その他	特に理由はない	無回答
全 体	1087	70.5	6.5	0.7	24.5	-
300万円未満	425	69.6	7.5	0.7	24.0	-
300万円～500万円未満	242	67.4	6.2	0.4	28.5	-
500万円～700万円未満	211	74.4	7.1	0.5	19.9	-
700万円～1000万円未満	141	73.8	3.5	1.4	22.7	-
1000万円以上	68	67.6	5.9	1.5	30.9	-

問9. 源泉徴収選択口座で配当金等の受入れを行わない理由

【配当金・分配金の受入れができない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行わない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	預金口座や窓口で配当金を受取りたい	損益通算できず知らなかった	利用の証券会社では損益通算できない	確定申告により配当控除を選択したい	その他	特に理由はない	配当金がある株式等を保有していない	無回答
全 体	378	19.3	9.5	3.2	6.6	2.6	52.6	11.4	-
300万円未満	174	19.5	6.3	1.7	5.7	2.3	60.3	8.0	-
300万円～500万円未満	77	16.9	10.4	6.5	9.1	2.6	39.0	24.7	-
500万円～700万円未満	63	14.3	14.3	-	4.8	3.2	52.4	12.7	-
700万円～1000万円未満	38	23.7	10.5	7.9	7.9	2.6	55.3	5.3	-
1000万円以上	26	30.8	15.4	3.8	7.7	3.8	38.5	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(年収別)

問10. 簡易申告口座選択の理由

【源泉徴収なし(簡易申告口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収や 納税代行機 能が不要な ため	源泉徴収で 運用効率等 が低下する	給与以外の 所得収入が 20万円以 下	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	291	28.9	15.5	39.5	4.1	23.4	-
300万円未満	122	33.6	8.2	40.2	3.3	24.6	-
300万円～500万円未満	64	26.6	14.1	40.6	3.1	25.0	-
500万円～700万円未満	44	6.8	27.3	43.2	2.3	29.5	-
700万円～1000万円未満	44	40.9	25.0	34.1	11.4	13.6	-
1000万円以上	17	29.4	17.6	35.3	-	17.6	-

問11. 先入先出法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、同一銘柄については先入先出法(※)により行うことはご存知ですか。(ひとつだけ)

※先入先出法…先に取得したもののから売却されたものとして取り扱う方法をいいます。

	全 体	よく知ってい る	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	9.9	27.9	36.9	25.2	-
300万円未満	854	6.9	23.2	40.6	29.3	-
300万円～500万円未満	458	10.5	29.0	36.7	23.8	-
500万円～700万円未満	360	11.7	33.3	32.5	22.5	-
700万円～1000万円未満	276	14.1	31.2	32.6	22.1	-
1000万円以上	137	13.9	32.8	35.0	18.2	-

問12. 総平均法に準ずる方法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、その取得価額については総平均法に準ずる方法(※)により計算することはご存知ですか。(ひとつだけ)

※総平均法に準ずる方法…上場株式を最初に取得したときから売却時までの期間を基礎として、当該期間内に取得した同一の上場株式の取得価額を合算のうえ取得株式総数で除して計算した金額を、売却した上場株式の1単位当たりの取得価額として計算する方法をいいます。

	全 体	よく知ってい る	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	11.9	31.1	34.3	22.6	-
300万円未満	854	10.0	26.9	37.0	26.1	-
300万円～500万円未満	458	12.9	30.3	32.1	24.7	-
500万円～700万円未満	360	12.8	38.1	31.1	18.1	-
700万円～1000万円未満	276	14.9	33.0	34.4	17.8	-
1000万円以上	137	13.1	38.0	32.8	16.1	-

問13. 特定口座内で損益通算するための条件認知

特定口座内で配当等と譲渡損失を損益通算するためには、①口座区分として「源泉徴収ありの特定口座」を開設し、②配当金の受取方法として「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択する必要がある(※)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

(※)公募株式投資信託の分配金は、「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択しなくても、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)の計算対象とし、上場株式や公募株式投資信託の売却時の損失と通算できます。

	全 体	よく知ってい る	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	9.5	28.2	38.3	24.0	-
300万円未満	854	6.2	25.6	41.0	27.2	-
300万円～500万円未満	458	10.9	24.7	40.4	24.0	-
500万円～700万円未満	360	12.5	35.0	31.7	20.8	-
700万円～1000万円未満	276	12.3	32.6	34.1	21.0	-
1000万円以上	137	12.4	28.5	40.9	18.2	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(年収別)

問14. 特別口座保有者は株式数等比例配分を選ばないこと

「特別口座」(※)で上場株式を保有している場合には、配当金の受取方法について「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

※ 特別口座… 株券電子化に伴い、上場株式を証券保管振替機構に預託していない株主の権利を保全するために、信託銀行等に開設された口座をいいます。特別口座に保有している上場株式を売却することはできませんので、売却する場合には、証券会社等に取引口座を開設し移管する必要があります。特定口座とは異なります。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	4.7	15.7	36.9	42.7	-
300万円未満	854	2.7	11.8	37.1	48.4	-
300万円～500万円未満	458	4.6	15.1	40.6	39.7	-
500万円～700万円未満	360	5.8	20.0	35.6	38.6	-
700万円～1000万円未満	276	6.5	20.3	36.6	36.6	-
1000万円以上	137	10.2	21.9	27.7	40.1	-

問15. 特定口座開設は1社に1口座の認知

あなたは1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	23.6	35.4	23.4	17.6	-
300万円未満	854	17.3	35.9	26.9	19.8	-
300万円～500万円未満	458	23.8	33.8	22.7	19.7	-
500万円～700万円未満	360	30.6	35.3	20.0	14.2	-
700万円～1000万円未満	276	28.3	37.7	19.6	14.5	-
1000万円以上	137	35.0	33.6	19.7	11.7	-

問16. 特定口座間の損益通算には確定申告が必要であること

複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を開設している場合、それぞれの源泉徴収ありの特定口座における上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金とその売却時の損益を通算するとき、確定申告が必要となることをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	18.2	31.2	31.1	19.5	-
300万円未満	854	13.8	30.7	34.7	20.8	-
300万円～500万円未満	458	19.0	29.9	30.3	20.7	-
500万円～700万円未満	360	23.3	31.4	28.6	16.7	-
700万円～1000万円未満	276	21.4	32.6	27.9	18.1	-
1000万円以上	137	22.6	35.8	24.1	17.5	-

問17. 特定口座の損失繰越に確定申告が必要となること

証券会社等に開設する源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)について年間通算で損失となった場合で、当該損失を翌年以降(最大3年間まで)繰り越すとき、確定申告が必要となることをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	27.6	30.8	25.5	16.2	-
300万円未満	854	23.4	29.0	28.8	18.7	-
300万円～500万円未満	458	27.7	32.3	23.6	16.4	-
500万円～700万円未満	360	33.6	31.1	22.2	13.1	-
700万円～1000万円未満	276	31.5	32.2	22.8	13.4	-
1000万円以上	137	29.2	32.8	24.8	13.1	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(年収別)

問18-1. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の認知

証券会社等に開設する特定口座において、年間を通じて売買取引や配当金・分配金の受入れが一切なかった場合であってもすべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」が交付されることをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	30.1	32.0	22.5	15.4	-
300万円未満	854	28.7	30.4	24.0	16.9	-
300万円～500万円未満	458	29.7	32.5	21.4	16.4	-
500万円～700万円未満	360	33.6	33.9	18.6	13.9	-
700万円～1000万円未満	276	30.8	33.0	23.6	12.7	-
1000万円以上	137	29.9	32.8	24.8	12.4	-

問18-2. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の意識

すべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」の交付についてどのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	交付は必要	交付はどちらでも良い	照会して回答がすぐ得られるなら不要	交付は不要	無回答
全 体	2085	32.0	34.2	17.6	16.2	-
300万円未満	854	30.3	34.0	17.8	17.9	-
300万円～500万円未満	458	30.8	37.3	17.0	14.8	-
500万円～700万円未満	360	34.4	31.9	18.6	15.0	-
700万円～1000万円未満	276	35.5	31.9	16.3	16.3	-
1000万円以上	137	32.8	35.8	18.2	13.1	-

問19-1. 特定口座のみなし廃止の認知

証券会社等に開設する特定口座において、「上場株式や公募株式投資信託の残高がなく、かつ売買取引や配当金の受入れが一切ない状態」が2年以上続いた場合には、法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	7.6	17.8	35.1	39.5	-
300万円未満	854	5.6	12.8	37.0	44.6	-
300万円～500万円未満	458	7.4	20.1	34.1	38.4	-
500万円～700万円未満	360	10.3	21.7	30.0	38.1	-
700万円～1000万円未満	276	9.4	21.7	37.7	31.2	-
1000万円以上	137	9.5	24.1	35.0	31.4	-

問19-2. 特定口座のみなし廃止の意識

法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	特段気にならない	不便だ	無回答
全 体	2085	48.4	51.6	-
300万円未満	854	46.7	53.3	-
300万円～500万円未満	458	48.9	51.1	-
500万円～700万円未満	360	50.6	49.4	-
700万円～1000万円未満	276	47.8	52.2	-
1000万円以上	137	52.6	47.4	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(年収別)

問20-1. 相続・贈与の際の特定口座の一定の制約への認知

親族等から相続や贈与により上場株式や公募株式投資信託を取得し、特定口座に受け入れる場合、同一銘柄についてすべて当該特定口座へ受け入れる必要があるなどの一定の制約(※)があることはご存知ですか。(ひとつだけ)

※一定の制約…主な事例

①叔父から贈与を受ける場合、贈与者である叔父が特定口座で上場株式である甲A銘柄を2株保有しており、あなたが特定口座で既に当該甲A銘柄を保有しているときには、2株すべてをあなたの特定口座へ移管しなければなりません(1株だけを移管することはできません)。

②父親が一般口座で上場株式である乙B銘柄を保有し、相続などにより、あなたの特定口座に当該銘柄を移管するときには、父親が他の証券会社等に開設する一般口座や特別口座で保有する乙B銘柄(相続などの前に一般口座で売却等を行ったものを含む)の存在をすべて確認し、また、その取得価額をすべて調査して計算のうえ特定口座へ受け入れる必要があります(実務上、父親が保有する乙B銘柄の存在と取得価額などを完全に証明することは困難であるため、相続などによる特定口座への受入れは行うことが困難です。)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	2.8	16.6	38.8	41.7	-
300万円未満	854	1.5	11.4	38.2	48.9	-
300万円～500万円未満	458	3.1	19.0	40.0	38.0	-
500万円～700万円未満	360	2.8	19.4	38.1	39.7	-
700万円～1000万円未満	276	4.3	21.7	39.5	34.4	-
1000万円以上	137	6.6	24.1	40.1	29.2	-

問20-2. 一定の制約についての意識

一定の制約があることについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	一定の制約は必要	特段気にならない	非常に複雑で撤廃すべき	無回答
全 体	2085	24.9	39.0	36.0	-
300万円未満	854	25.1	37.9	37.0	-
300万円～500万円未満	458	27.1	41.0	31.9	-
500万円～700万円未満	360	20.8	38.1	41.1	-
700万円～1000万円未満	276	24.6	41.3	34.1	-
1000万円以上	137	28.5	37.2	34.3	-

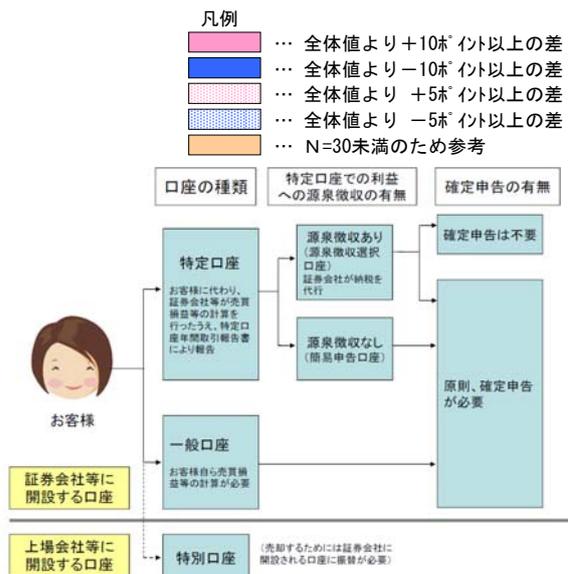
特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の売買損益・配当金別)

問1. 現在開設している証券口座の種類

あなたが、証券会社等(※)に現在、開設している証券口座をすべてお知らせください。なお、現在の残高の有無は問いませんが、これまで残高がずっとゼロの口座は除いてお知らせください。(いくつでも)

※ 証券会社等…証券会社、投資信託委託会社、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等をいいます。(特定口座の定義は、下記の図をご覧ください)

	全 体	特定口座	一般口座	無回答
全 体	2085	84.2	22.3	-
101万円以上の利益	76	85.5	26.3	-
21～100万円の利益	143	80.4	29.4	-
1～20万円の利益	457	86.4	18.8	-
ほぼゼロ	370	82.7	22.4	-
1～20万円の損失	233	90.1	18.0	-
21～100万円の損失	283	88.0	20.1	-
101万円以上の損失	164	86.6	21.3	-
売買配当なし	359	76.3	27.9	-



問2. 配当金受領方法

あなたが、証券会社等に開設している証券口座において、上場株式(※1)の配当金の受領方法は、どれを選択していますか。複数の証券口座を開設している方は、あてはまるものを全て(※2)お知らせください。(いくつでも)

※1 上場株式…上場株式、上場優先出資証券、上場ETF、上場REIT、上場CBのほか、外国の取引所に上場するこれらの有価証券を含みます。

※2 複数の口座をお持ちの場合でも、「登録配当金受領口座方式」と「株式数等比例配分方式」は、他の方式と同時に選べません。

	全 体	配当金領収証方式	個別銘柄指定方式	登録配当金受領口座方式	株式数等比例配分方式	わからない	無回答
全 体	2085	41.0	19.3	14.9	21.2	10.1	-
101万円以上の利益	76	38.2	31.6	13.2	25.0	2.6	-
21～100万円の利益	143	42.0	35.0	16.8	15.4	4.2	-
1～20万円の利益	457	44.9	21.4	16.4	22.1	3.9	-
ほぼゼロ	370	41.4	18.6	14.3	23.5	7.3	-
1～20万円の損失	233	46.8	13.7	13.7	26.2	3.4	-
21～100万円の損失	283	44.2	18.0	15.2	24.4	4.2	-
101万円以上の損失	164	37.8	25.6	20.1	22.0	3.0	-
売買配当なし	359	30.9	10.0	11.4	13.1	36.8	-

問3. 特定口座における源泉徴収の有無

【特定口座を開設している個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している特定口座は、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)と源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)のどちらですか。複数の証券会社等に特定口座を開設している場合は、あてはまるものすべてお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)	源泉徴収なし(簡易申告口座)	無回答
全 体	1756	83.4	18.2	-
101万円以上の利益	65	86.2	21.5	-
21～100万円の利益	115	85.2	18.3	-
1～20万円の利益	395	82.5	18.5	-
ほぼゼロ	306	81.7	19.3	-
1～20万円の損失	210	83.3	17.6	-
21～100万円の損失	249	87.1	15.3	-
101万円以上の損失	142	80.3	20.4	-
売買配当なし	274	83.6	17.5	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の売買損益・配当金別)

問4. 源泉徴収ありの特定口座選択の理由

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告を 不要にできる	証券会社が 売却益に対 して源泉徴 収	損益通算を 証券口座で 行える	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	1465	78.6	31.3	21.5	0.5	7.6	-
101万円以上の利益	56	85.7	44.6	28.6	1.8	-	-
21～100万円の利益	98	78.6	43.9	29.6	-	2.0	-
1～20万円の利益	326	76.7	34.0	20.6	0.6	8.0	-
ほぼゼロ	250	82.8	27.6	16.0	0.4	8.0	-
1～20万円の損失	175	82.9	37.1	27.4	0.6	4.6	-
21～100万円の損失	217	78.3	33.6	28.6	0.9	5.1	-
101万円以上の損失	114	66.7	33.3	25.4	-	8.8	-
売買配当なし	229	78.2	14.8	10.5	-	15.3	-

問5. 源泉徴収選択口座における配当金の受入れ可否

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

平成21年1月から、国内上場株式等の配当金を証券会社等の証券口座で受け取ることができるようになりました。

また、平成22年1月から、国内上場株式等の配当金や公募株式投資信託の配当金等については、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)へ受け入れることができるようになりました。

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)では、上場株式の配当金や公募株式投資信託の配当金の受入れが可能ですか。(ひとつだけ)

	全 体	配当金・分 配金がとも に受入れ可 能	配当金のみ 受入れ可能	いずれも受 入れ可能で はない	無回答
全 体	1465	74.2	4.9	20.9	-
101万円以上の利益	56	83.9	5.4	10.7	-
21～100万円の利益	98	82.7	8.2	9.2	-
1～20万円の利益	326	74.2	4.6	21.2	-
ほぼゼロ	250	78.0	2.4	19.6	-
1～20万円の損失	175	75.4	5.1	19.4	-
21～100万円の損失	217	75.1	5.5	19.4	-
101万円以上の損失	114	72.8	7.9	19.3	-
売買配当なし	229	62.9	4.4	32.8	-

問6. 特定口座を開設しない理由

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に特定口座を開設しない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	株式や株式 投信を保有 していない	株式や株式 投信の保有 予定がない	本人確認書 類などの手 続が面倒	自ら納税計 算するので 特定口座は 不要	取引する証 券会社等 では開設で きない	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	329	4.6	5.2	15.2	25.8	1.8	2.1	51.1	-
101万円以上の利益	11	-	27.3	27.3	45.5	-	-	18.2	-
21～100万円の利益	28	-	17.9	32.1	25.0	-	3.6	28.6	-
1～20万円の利益	62	1.6	1.6	22.6	29.0	1.6	4.8	48.4	-
ほぼゼロ	64	4.7	3.1	7.8	20.3	1.6	1.6	60.9	-
1～20万円の損失	23	-	-	17.4	17.4	4.3	-	60.9	-
21～100万円の損失	34	-	2.9	14.7	44.1	2.9	-	41.2	-
101万円以上の損失	22	-	-	13.6	36.4	-	-	54.5	-
売買配当なし	85	12.9	5.9	8.2	17.6	2.4	2.4	57.6	-

問7. 特定口座開設のための改善点

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

どのような点を改善すれば、あなたは証券会社等に特定口座を開設しますか。(いくつでも)

	全 体	特定口座の 仕組みが理 解できたら	一般口座の 株式等を振 替可能なら	特別口座の 株式を振替 可能なら	他の金融商 品と損益通 算が可能なら	複数の特定 口座間で損 益通算可能 なら	税務署に内 容が通知さ れなければ	その他	改善されて も開設する つもりはな い	無回答
全 体	329	40.1	12.2	3.3	4.9	8.8	7.0	3.6	31.9	-
101万円以上の利益	11	45.5	45.5	18.2	9.1	-	-	-	-	-
21～100万円の利益	28	39.3	32.1	10.7	7.1	14.3	3.6	-	21.4	-
1～20万円の利益	62	45.2	14.5	6.5	6.5	8.1	8.1	4.8	22.6	-
ほぼゼロ	64	39.1	7.8	1.6	1.6	7.8	4.7	3.1	39.1	-
1～20万円の損失	23	39.1	4.3	-	-	-	13.0	4.3	39.1	-
21～100万円の損失	34	35.3	11.8	-	8.8	11.8	5.9	8.8	23.5	-
101万円以上の損失	22	40.9	-	-	9.1	13.6	13.6	9.1	18.2	-
売買配当なし	85	38.8	8.2	1.2	3.5	9.4	7.1	1.2	45.9	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の売買損益・配当金別)

問8. 源泉徴収選択口座で配当金の受入れを行う理由

【配当金・分配金の受入れができる個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行う理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告が不要となるため	証券会社等の担当者に勧められた	その他	特に理由はない	無回答
全 体	1087	70.5	6.5	0.7	24.5	-
101万円以上の利益	47	80.9	4.3	2.1	17.0	-
21～100万円の利益	81	70.4	8.6	-	22.2	-
1～20万円の利益	242	72.3	6.2	1.7	22.3	-
ほぼゼロ	195	66.7	5.6	-	29.7	-
1～20万円の損失	132	76.5	5.3	1.5	18.9	-
21～100万円の損失	163	71.8	7.4	0.6	23.3	-
101万円以上の損失	83	79.5	4.8	-	16.9	-
売買配当なし	144	56.9	9.0	-	35.4	-

問9. 源泉徴収選択口座で配当金等の受入れを行わない理由

【配当金・分配金の受入れができない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行わない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	預金口座や窓口で配当金を受取りたい	損益通算できることを知らなかった	利用の証券会社では損益通算できない	確定申告により配当控除を選択したい	その他	特に理由はない	配当金がある株式等を保有していない	無回答
全 体	378	19.3	9.5	3.2	6.6	2.6	52.6	11.4	-
101万円以上の利益	9	22.2	33.3	33.3	11.1	-	44.4	11.1	-
21～100万円の利益	17	23.5	5.9	17.6	11.8	5.9	47.1	-	-
1～20万円の利益	84	20.2	11.9	2.4	6.0	1.2	56.0	8.3	-
ほぼゼロ	55	18.2	12.7	-	1.8	9.1	56.4	7.3	-
1～20万円の損失	43	25.6	7.0	-	4.7	2.3	60.5	2.3	-
21～100万円の損失	54	22.2	11.1	3.7	7.4	-	50.0	11.1	-
101万円以上の損失	31	19.4	12.9	3.2	22.6	3.2	38.7	-	-
売買配当なし	85	12.9	2.4	1.2	3.5	1.2	51.8	28.2	-

問10. 簡易申告口座選択の理由

【源泉徴収なし(簡易申告口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収や納税代行機能が不要なため	源泉徴収で運用効率等が低下する	給与以外の所得収入が20万円以下	その他	特に理由はない	無回答
全 体	291	28.9	15.5	39.5	4.1	23.4	-
101万円以上の利益	9	33.3	11.1	-	11.1	44.4	-
21～100万円の利益	17	41.2	35.3	11.8	5.9	11.8	-
1～20万円の利益	69	24.6	13.0	42.0	2.9	21.7	-
ほぼゼロ	56	19.6	12.5	60.7	-	23.2	-
1～20万円の損失	35	25.7	17.1	54.3	8.6	14.3	-
21～100万円の損失	32	37.5	18.8	31.3	3.1	28.1	-
101万円以上の損失	28	50.0	25.0	3.6	14.3	17.9	-
売買配当なし	45	24.4	6.7	44.4	-	33.3	-

問11. 先入先出法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、同一銘柄については先入先出法(※)により行うことはご存知ですか。(ひとつだけ)

※先入先出法…先に取得したものをから売却されたものとして取り扱う方法をいいます。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	9.9	27.9	36.9	25.2	-
101万円以上の利益	76	27.6	46.1	19.7	6.6	-
21～100万円の利益	143	19.6	37.1	31.5	11.9	-
1～20万円の利益	457	8.3	29.8	35.2	26.7	-
ほぼゼロ	370	5.9	24.1	38.6	31.4	-
1～20万円の損失	233	9.4	28.8	38.2	23.6	-
21～100万円の損失	283	12.0	29.0	37.8	21.2	-
101万円以上の損失	164	15.9	29.3	36.6	18.3	-
売買配当なし	359	4.5	20.1	41.8	33.7	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の売買損益・配当金別)

問12. 総平均法に準ずる方法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、その取得価額については総平均法に準ずる方法(※)により計算することをご存知ですか。(ひとつだけ)

※ 総平均法に準ずる方法…上場株式を最初に取得したときから売却時までの期間を基礎として、当該期間内に取得した同一の上場株式の取得価額を合算のうえ取得株式総数で除して計算した金額を、売却した上場株式の1単位当たりの取得価額として計算する方法をいいます。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	11.9	31.1	34.3	22.6	-
101万円以上の利益	76	25.0	51.3	18.4	5.3	-
21～100万円の利益	143	22.4	38.5	29.4	9.8	-
1～20万円の利益	457	11.2	33.3	33.5	22.1	-
ほぼゼロ	370	7.6	27.3	34.9	30.3	-
1～20万円の損失	233	15.0	31.3	33.5	20.2	-
21～100万円の損失	283	13.1	36.0	34.6	16.3	-
101万円以上の損失	164	21.3	28.0	33.5	17.1	-
売買配当なし	359	3.3	22.6	40.7	33.4	-

問13. 特定口座内で損益通算するための条件認知

特定口座内で配当等と譲渡損失を損益通算するためには、①口座区分として「源泉徴収ありの特定口座」を開設し、②配当金の受取方法として「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択する必要がある(※)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

(※)公募株式投資信託の分配金は、「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択しなくても、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)の計算対象とし、上場株式や公募株式投資信託の売却時の損失と通算できます。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	9.5	28.2	38.3	24.0	-
101万円以上の利益	76	28.9	43.4	19.7	7.9	-
21～100万円の利益	143	18.9	38.5	32.9	9.8	-
1～20万円の利益	457	7.9	29.5	36.5	26.0	-
ほぼゼロ	370	4.9	24.1	40.3	30.8	-
1～20万円の損失	233	9.0	30.5	40.8	19.7	-
21～100万円の損失	283	14.8	28.6	37.8	18.7	-
101万円以上の損失	164	13.4	30.5	38.4	17.7	-
売買配当なし	359	3.1	20.3	43.5	33.1	-

問14. 特別口座保有者は株式数等比例配分を選べないこと

「特別口座」(※)で上場株式を保有している場合には、配当金の受取方法について「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

※ 特別口座…株券電子化に伴い、上場株式を証券保管振替機構に預託していない株主の権利を保全するために、信託銀行等に開設された口座をいいます。特別口座に保有している上場株式を売却することはできませんので、売却する場合には、証券会社等に取引口座を開設し移管する必要があります。特定口座とは異なります。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	4.7	15.7	36.9	42.7	-
101万円以上の利益	76	18.4	40.8	26.3	14.5	-
21～100万円の利益	143	9.8	23.8	34.3	32.2	-
1～20万円の利益	457	3.7	15.8	36.1	44.4	-
ほぼゼロ	370	3.0	12.7	36.5	47.8	-
1～20万円の損失	233	3.9	12.9	39.9	43.3	-
21～100万円の損失	283	5.7	16.3	37.5	40.6	-
101万円以上の損失	164	7.3	18.3	39.0	35.4	-
売買配当なし	359	1.1	10.6	38.4	49.9	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の売買損益・配当金別)

問15. 特定口座開設は1社に1口座の認知

あなたは1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	23.6	35.4	23.4	17.6	-
101万円以上の利益	76	46.1	38.2	14.5	1.3	-
21～100万円の利益	143	41.3	32.2	16.1	10.5	-
1～20万円の利益	457	23.6	36.8	24.3	15.3	-
ほぼゼロ	370	16.8	34.6	26.2	22.4	-
1～20万円の損失	233	24.9	31.8	25.8	17.6	-
21～100万円の損失	283	28.6	36.4	21.9	13.1	-
101万円以上の損失	164	32.9	34.1	17.7	15.2	-
売買配当なし	359	10.0	37.6	26.2	26.2	-

問16. 特定口座間の損益通算には確定申告が必要であること

複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を開設している場合、それぞれの源泉徴収ありの特定口座における上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金とその売却時の損益を通算するとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	18.2	31.2	31.1	19.5	-
101万円以上の利益	76	32.9	46.1	18.4	2.6	-
21～100万円の利益	143	30.8	28.7	27.3	13.3	-
1～20万円の利益	457	18.6	33.7	29.5	18.2	-
ほぼゼロ	370	12.2	28.9	34.9	24.1	-
1～20万円の損失	233	17.6	27.9	34.8	19.7	-
21～100万円の損失	283	21.2	32.2	32.5	14.1	-
101万円以上の損失	164	29.3	31.1	23.8	15.9	-
売買配当なし	359	8.6	29.8	33.1	28.4	-

問17. 特定口座の損失繰越に確定申告が必要となること

証券会社等に開設する源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)について年間通算で損失となった場合で、当該損失を翌年以降(最大3年間まで)繰り越すと、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	27.6	30.8	25.5	16.2	-
101万円以上の利益	76	38.2	43.4	17.1	1.3	-
21～100万円の利益	143	38.5	29.4	21.0	11.2	-
1～20万円の利益	457	28.7	30.6	23.9	16.8	-
ほぼゼロ	370	21.9	30.5	27.8	19.7	-
1～20万円の損失	233	27.0	30.5	26.2	16.3	-
21～100万円の損失	283	36.0	30.4	22.3	11.3	-
101万円以上の損失	164	41.5	29.3	19.5	9.8	-
売買配当なし	359	12.8	30.4	33.4	23.4	-

問18-1. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の認知

証券会社等に開設する特定口座において、年間を通じて売買取引や配当金・分配金の受入れが一切なかった場合であつてもすべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」が交付されることをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	30.1	32.0	22.5	15.4	-
101万円以上の利益	76	35.5	50.0	11.8	2.6	-
21～100万円の利益	143	38.5	34.3	16.8	10.5	-
1～20万円の利益	457	33.0	33.5	17.7	15.8	-
ほぼゼロ	370	26.2	28.6	27.6	17.6	-
1～20万円の損失	233	34.3	25.3	24.0	16.3	-
21～100万円の損失	283	34.3	31.4	22.3	12.0	-
101万円以上の損失	164	37.8	30.5	20.7	11.0	-
売買配当なし	359	16.4	34.3	27.9	21.4	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の売買損益・配当金別)

問18-2. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の意識

すべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」の交付についてどのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	交付は必要	交付はどちらでも良い	照会して回答がすぐ得られるなら不要	交付は不要	無回答
全 体	2085	32.0	34.2	17.6	16.2	-
101万円以上の利益	76	40.8	39.5	11.8	7.9	-
21～100万円の利益	143	33.6	29.4	18.2	18.9	-
1～20万円の利益	457	34.4	30.6	19.5	15.5	-
ほぼゼロ	370	31.1	39.2	14.1	15.7	-
1～20万円の損失	233	30.0	32.2	19.3	18.5	-
21～100万円の損失	283	38.9	35.0	14.8	11.3	-
101万円以上の損失	164	37.8	27.4	19.5	15.2	-
売買配当なし	359	20.6	38.2	20.1	21.2	-

問19-1. 特定口座のみなし廃止の認知

証券会社等に開設する特定口座において、「上場株式や公募株式投資信託の残高がなく、かつ売買取引や配当金の受入れが一切ない状態」が2年以上続いた場合には、法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	7.6	17.8	35.1	39.5	-
101万円以上の利益	76	25.0	42.1	18.4	14.5	-
21～100万円の利益	143	15.4	23.1	30.8	30.8	-
1～20万円の利益	457	6.1	15.1	35.4	43.3	-
ほぼゼロ	370	7.3	15.9	34.3	42.4	-
1～20万円の損失	233	7.3	19.3	35.2	38.2	-
21～100万円の損失	283	6.7	16.6	39.2	37.5	-
101万円以上の損失	164	7.9	18.9	36.6	36.6	-
売買配当なし	359	3.6	15.6	36.8	44.0	-

問19-2. 特定口座のみなし廃止の意識

法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	特段気にならない	不便だ	無回答
全 体	2085	48.4	51.6	-
101万円以上の利益	76	59.2	40.8	-
21～100万円の利益	143	49.7	50.3	-
1～20万円の利益	457	45.3	54.7	-
ほぼゼロ	370	45.7	54.3	-
1～20万円の損失	233	46.4	53.6	-
21～100万円の損失	283	46.3	53.7	-
101万円以上の損失	164	51.8	48.2	-
売買配当なし	359	53.8	46.2	-

問20-1. 相続・贈与の際の特定口座の一定の制約への認知

親族等から相続や贈与により上場株式や公募株式投資信託を取得し、特定口座に受け入れる場合、同一銘柄についてすべて当該特定口座へ受け入れる必要があるなどの一定の制約(※)があることはご存知ですか。(ひとつだけ)

※一定の制約…主な事例

- 叔父から贈与を受ける場合、贈与者である叔父が特定口座で上場株式である甲A銘柄を2株保有しており、あなたが特定口座で既に当該甲A銘柄を保有しているときには、2株すべてをあなたの特定口座へ移管しなければなりません(1株だけを移管することはできません)。
- 父親が一般口座で上場株式である乙B銘柄を保有し、相続などにより、あなたの特定口座に当該銘柄を移管するときには、父親が他の証券会社等に開設する一般口座や特別口座で保有する乙B銘柄(相続などの前に一般口座で売却等を行ったものを含む)の存在をすべて確認し、また、その取得価額をすべて調査して計算のうえ特定口座へ受け入れる必要があります(実務上、父親が保有する乙B銘柄の存在と取得価額などを完全に証明することは困難であるため、相続などによる特定口座への受入れは行うことが困難です。)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	2.8	16.6	38.8	41.7	-
101万円以上の利益	76	11.8	43.4	26.3	18.4	-
21～100万円の利益	143	4.2	27.3	43.4	25.2	-
1～20万円の利益	457	2.4	13.8	37.9	46.0	-
ほぼゼロ	370	1.4	15.7	36.5	46.5	-
1～20万円の損失	233	3.4	16.3	41.2	39.1	-
21～100万円の損失	283	2.1	17.3	39.6	41.0	-
101万円以上の損失	164	6.1	14.6	43.3	36.0	-
売買配当なし	359	0.8	12.0	39.3	47.9	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の売買損益・配当金別)

問20-2. 一定の制約についての意識

一定の制約があることについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	一定の制約 は必要	特段気にな らない	非常に複雑 で撤廃すべ き	無回答
全 体	2085	24.9	39.0	36.0	-
101万円以上の利益	76	38.2	38.2	23.7	-
21～100万円の利益	143	26.6	40.6	32.9	-
1～20万円の利益	457	22.8	36.8	40.5	-
ほぼゼロ	370	24.1	41.4	34.6	-
1～20万円の損失	233	22.7	39.9	37.3	-
21～100万円の損失	283	25.8	34.6	39.6	-
101万円以上の損失	164	31.1	39.0	29.9	-
売買配当なし	359	23.1	42.1	34.8	-

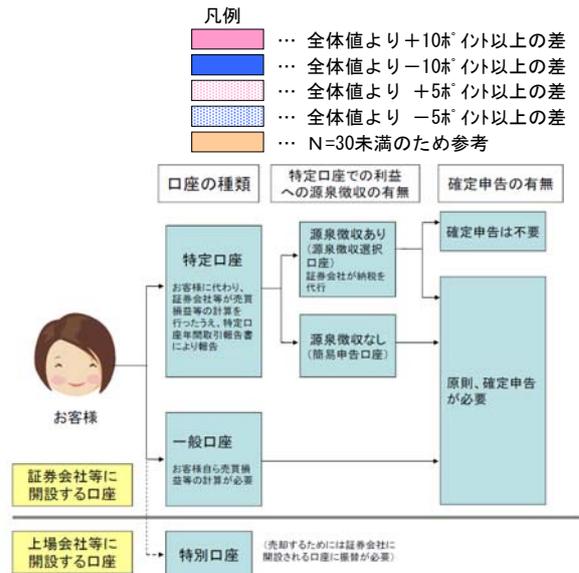
特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の累計売買金額別)

問1. 現在開設している証券口座の種類

あなたが、証券会社等(※)に現在、開設している証券口座をすべてお知らせください。なお、現在の残高の有無は問いませんが、これまで残高がずっとゼロの口座は除いてお知らせください。(いくつでも)

※ 証券会社等…証券会社、投資信託委託会社、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等をいいます。(特定口座の定義は、下記の図をご覧ください)

	全 体	特定口座	一般口座	無回答
全 体	2085	84.2	22.3	-
50万円未満	435	86.2	18.6	-
50～100万円未満	235	86.0	22.6	-
100～300万円未満	273	85.0	23.4	-
300～500万円未満	102	85.3	25.5	-
500万円以上	228	93.0	19.3	-
売買なし	812	79.8	24.3	-
無回答	0	-	-	-



問2. 配当金受領方法

あなたが、証券会社等に開設している証券口座において、上場株式(※1)の配当金の受領方法は、どれを選択していますか。複数の証券口座を開設している方は、あてはまるものを全て(※2)お知らせください。(いくつでも)

※1 上場株式…上場株式、上場優先出資証券、上場ETF、上場REIT、上場CBのほか、外国の取引所に上場するこれらの有価証券を含みます。

※2 複数の口座をお持ちの場合でも、「登録配当金受領口座方式」と「株式数等比例配分方式」は、他の方式と同時に選べません。

	全 体	配当金領収証方式	個別銘柄指定方式	登録配当金受領口座方式	株式数等比例配分方式	わからない	無回答
全 体	2085	41.0	19.3	14.9	21.2	10.1	-
50万円未満	435	44.1	16.6	15.6	22.5	6.4	-
50～100万円未満	235	46.4	23.4	13.2	23.0	3.0	-
100～300万円未満	273	40.7	22.0	14.3	23.8	6.2	-
300～500万円未満	102	42.2	17.6	19.6	28.4	2.0	-
500万円以上	228	35.5	24.6	18.4	29.4	3.1	-
売買なし	812	39.2	17.4	13.7	15.9	18.3	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

問3. 特定口座における源泉徴収の有無

【特定口座を開設している個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している特定口座は、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)と源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)のどちらですか。複数の証券会社等に特定口座を開設している場合は、あてはまるものすべてお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)	源泉徴収なし(簡易申告口座)	無回答
全 体	1756	83.4	18.2	-
50万円未満	375	84.3	17.1	-
50～100万円未満	202	84.2	17.3	-
100～300万円未満	232	83.6	17.7	-
300～500万円未満	87	86.2	18.4	-
500万円以上	212	84.9	18.9	-
売買なし	648	81.8	19.0	-
無回答	0	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の累計売買金額別)

問4. 源泉徴収ありの特定口座選択の理由

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告を 不要にでき る	証券会社が 売却益に対 して源泉徴 収	損益通算を 証券口座で 行える	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	1465	78.6	31.3	21.5	0.5	7.6	-
50万円未満	316	82.0	32.9	18.7	-	4.1	-
50～100万円未満	170	78.2	32.9	23.5	-	6.5	-
100～300万円未満	194	75.3	34.0	28.4	0.5	4.1	-
300～500万円未満	75	80.0	36.0	29.3	-	5.3	-
500万円以上	180	76.7	48.3	38.3	1.1	3.9	-
売買なし	530	78.5	22.3	13.2	0.8	13.0	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

問5. 源泉徴収選択口座における分配金の受入れ可否

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

平成21年1月から、国内上場株式等の配当金を証券会社等の証券口座で受け取ることができるようになりました。

また、平成22年1月から、国内上場株式等の配当金や公募株式投資信託の分配金等については、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)へ受け入れることができるようになりました。

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)では、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れが可能ですか。(ひとつだけ)

	全 体	配当金・分 配金がとも に受入れ可 能	分配金のみ 受入れ可能	いずれも受 入れ可能で はない	無回答
全 体	1465	74.2	4.9	20.9	-
50万円未満	316	77.8	2.2	19.9	-
50～100万円未満	170	77.6	4.1	18.2	-
100～300万円未満	194	76.3	9.3	14.4	-
300～500万円未満	75	77.3	8.0	14.7	-
500万円以上	180	87.2	5.0	7.8	-
売買なし	530	65.3	4.7	30.0	-
無回答	0	-	-	-	-

問6. 特定口座を開設しない理由

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に特定口座を開設しない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	株式や株式 投信を保有 していない	株式や株式 投信の保有 予定がない	本人確認書 類などの手 続が面倒	自ら納税計 算するので 特定口座は 不要	取引する証 券会社等 では開設で きない	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	329	4.6	5.2	15.2	25.8	1.8	2.1	51.1	-
50万円未満	60	1.7	3.3	16.7	30.0	-	3.3	48.3	-
50～100万円未満	33	-	15.2	36.4	27.3	-	-	33.3	-
100～300万円未満	41	-	7.3	22.0	39.0	-	-	43.9	-
300～500万円未満	15	-	-	13.3	46.7	-	-	40.0	-
500万円以上	16	-	12.5	12.5	43.8	6.3	-	31.3	-
売買なし	164	8.5	3.0	9.1	17.1	3.0	3.0	60.4	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-

問7. 特定口座開設のための改善点

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

どのような点を改善すれば、あなたは証券会社等に特定口座を開設しますか。(いくつでも)

	全 体	特定口座の 仕組みが理 解できた	一般口座の 株式等を振 替可能なら	特別口座の 株式を振替 可能なら	他の金融商 品と損益通 算が可能なら	複数の特定 口座間で損 益通算可能 なら	税務署に内 容が通知さ れなければ	その他	改善されて も開設する つもりはな い	無回答
全 体	329	40.1	12.2	3.3	4.9	8.8	7.0	3.6	31.9	-
50万円未満	60	46.7	5.0	3.3	1.7	10.0	6.7	1.7	31.7	-
50～100万円未満	33	30.3	18.2	15.2	6.1	9.1	15.2	12.1	12.1	-
100～300万円未満	41	39.0	22.0	4.9	7.3	12.2	12.2	-	29.3	-
300～500万円未満	15	13.3	26.7	-	20.0	13.3	-	6.7	26.7	-
500万円以上	16	37.5	12.5	-	18.8	18.8	6.3	12.5	6.3	-
売買なし	164	42.7	9.8	1.2	2.4	6.1	4.9	2.4	39.6	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の累計売買金額別)

問8. 源泉徴収選択口座で配当金の受入れを行う理由

【配当金・分配金の受入れができる個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行う理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告が不要となるため	証券会社等の担当者に勧められた	その他	特に理由はない	無回答
全 体	1087	70.5	6.5	0.7	24.5	-
50万円未満	246	72.0	3.7	0.4	24.8	-
50～100万円未満	132	72.0	9.1	1.5	21.2	-
100～300万円未満	148	78.4	2.7	2.0	17.6	-
300～500万円未満	58	67.2	15.5	-	24.1	-
500万円以上	157	77.1	7.6	1.3	17.2	-
売買なし	346	63.0	7.2	-	31.8	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問9. 源泉徴収選択口座で配当金等の受入れを行わない理由

【配当金・分配金の受入れができない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行わない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	預金口座や窓口で配当金を受取りたい	損益通算できらなかつた	利用の証券会社では損益通算できない	確定申告により配当控除を選択したい	その他	特に理由はない	配当金がある株式等を保有していない	無回答
全 体	378	19.3	9.5	3.2	6.6	2.6	52.6	11.4	-
50万円未満	70	20.0	14.3	1.4	8.6	1.4	51.4	8.6	-
50～100万円未満	38	18.4	5.3	10.5	7.9	-	60.5	5.3	-
100～300万円未満	46	26.1	4.3	4.3	8.7	-	54.3	2.2	-
300～500万円未満	17	17.6	11.8	-	11.8	-	58.8	-	-
500万円以上	23	13.0	21.7	8.7	8.7	4.3	39.1	17.4	-
売買なし	184	18.5	8.2	1.6	4.3	4.3	52.2	16.3	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-

問10. 簡易申告口座選択の理由

【源泉徴収なし(簡易申告口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収や納税代行機能が不要なため	源泉徴収で運用効率が低下する	給与以外の所得収入が20万円以下	その他	特に理由はない	無回答
全 体	291	28.9	15.5	39.5	4.1	23.4	-
50万円未満	59	28.8	18.6	59.3	3.4	11.9	-
50～100万円未満	32	31.3	18.8	31.3	3.1	21.9	-
100～300万円未満	38	26.3	21.1	36.8	5.3	18.4	-
300～500万円未満	12	33.3	33.3	16.7	8.3	25.0	-
500万円以上	32	46.9	37.5	9.4	15.6	12.5	-
売買なし	118	23.7	3.4	43.2	0.8	33.9	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

問11. 先入先出法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、同一銘柄については先入先出法(※)により行うことはご存知ですか。(ひとつだけ)

※先入先出法…先に取得したものを売却されたものとして取り扱う方法をいいます。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	9.9	27.9	36.9	25.2	-
50万円未満	435	7.6	27.6	39.3	25.5	-
50～100万円未満	235	10.2	40.9	30.2	18.7	-
100～300万円未満	273	15.0	32.6	30.4	22.0	-
300～500万円未満	102	12.7	31.4	31.4	24.5	-
500万円以上	228	26.8	31.1	30.7	11.4	-
売買なし	812	4.3	21.4	42.2	32.0	-
無回答	0	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の累計売買金額別)

問12. 総平均法に準ずる方法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、その取得価額については総平均法に準ずる方法(※)により計算することをご存知ですか。(ひとつだけ)

※ 総平均法に準ずる方法…上場株式を最初に取得したときから売却時までの期間を基礎として、当該期間内に取得した同一の上場株式の取得価額を合算のうえ取得株式総数で除して計算した金額を、売却した上場株式の1単位当たりの取得価額として計算する方法をいいます。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	11.9	31.1	34.3	22.6	-
50万円未満	435	9.7	32.0	34.7	23.7	-
50～100万円未満	235	14.9	41.3	31.5	12.3	-
100～300万円未満	273	17.2	37.0	28.6	17.2	-
300～500万円未満	102	20.6	37.3	25.5	16.7	-
500万円以上	228	32.9	33.8	25.0	8.3	-
売買なし	812	3.6	24.3	40.5	31.7	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問13. 特定口座内で損益通算するための条件認知

特定口座内で配当等と譲渡損失を損益通算するためには、①口座区分として「源泉徴収ありの特定口座」を開設し、②配当金の受取方法として「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択する必要がある(※)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

(※)公募株式投資信託の分配金は、「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択しなくても、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)の計算対象とし、上場株式や公募株式投資信託の売却時の損失と通算できます。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	9.5	28.2	38.3	24.0	-
50万円未満	435	8.3	27.1	41.8	22.8	-
50～100万円未満	235	12.3	36.2	35.7	15.7	-
100～300万円未満	273	15.0	34.8	29.3	20.9	-
300～500万円未満	102	10.8	35.3	41.2	12.7	-
500万円以上	228	26.3	35.5	26.3	11.8	-
売買なし	812	2.7	21.2	43.2	32.9	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問14. 特別口座保有者は株式数等比例配分を選べないこと

「特別口座」(※)で上場株式を保有している場合には、配当金の受取方法について「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

※ 特別口座…株券電子化に伴い、上場株式を証券保管振替機構に預託していない株主の権利を保全するために、信託銀行等に開設された口座をいいます。特別口座に保有している上場株式を売却することはできませんので、売却する場合には、証券会社等に取引口座を開設し移管する必要があります。特別口座とは異なります。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	4.7	15.7	36.9	42.7	-
50万円未満	435	4.4	12.0	39.8	43.9	-
50～100万円未満	235	5.5	26.0	36.6	31.9	-
100～300万円未満	273	6.2	20.5	31.9	41.4	-
300～500万円未満	102	2.9	19.6	36.3	41.2	-
500万円以上	228	13.2	19.3	35.5	32.0	-
売買なし	812	1.8	11.7	37.7	48.8	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問15. 特定口座開設は1社に1口座の認知

あなたは1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	23.6	35.4	23.4	17.6	-
50万円未満	435	20.7	37.5	23.2	18.6	-
50～100万円未満	235	27.7	39.6	25.1	7.7	-
100～300万円未満	273	32.2	38.1	18.3	11.4	-
300～500万円未満	102	33.3	37.3	20.6	8.8	-
500万円以上	228	45.6	30.7	12.3	11.4	-
売買なし	812	13.8	33.4	28.1	24.8	-
無回答	0	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の累計売買金額別)

問16. 特定口座間の損益通算には確定申告が必要であること

複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を開設している場合、それぞれの源泉徴収ありの特定口座における上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金とその売却時の損益を通算するとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	18.2	31.2	31.1	19.5	-
50万円未満	435	14.5	29.9	37.9	17.7	-
50～100万円未満	235	18.7	36.6	28.9	15.7	-
100～300万円未満	273	25.6	33.0	24.9	16.5	-
300～500万円未満	102	23.5	32.4	27.5	16.7	-
500万円以上	228	41.7	29.4	20.2	8.8	-
売買なし	812	10.2	30.2	33.6	26.0	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問17. 特定口座の損失繰越に確定申告が必要となること

証券会社等に開設する源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)について年間通算で損失となった場合で、当該損失を翌年以降(最大3年間まで)繰り越すとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	27.6	30.8	25.5	16.2	-
50万円未満	435	24.4	29.0	29.2	17.5	-
50～100万円未満	235	31.1	35.7	20.4	12.8	-
100～300万円未満	273	34.4	32.2	20.5	12.8	-
300～500万円未満	102	38.2	32.4	18.6	10.8	-
500万円以上	228	61.0	23.7	11.4	3.9	-
売買なし	812	15.3	31.7	31.4	21.7	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問18-1. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の認知

証券会社等に開設する特定口座において、年間を通じて売買取引や配当金・分配金の受入れが一切なかった場合であってもすべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」が交付されることをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	30.1	32.0	22.5	15.4	-
50万円未満	435	30.1	32.0	22.3	15.6	-
50～100万円未満	235	31.9	38.7	17.9	11.5	-
100～300万円未満	273	37.7	33.0	15.4	13.9	-
300～500万円未満	102	37.3	32.4	22.5	7.8	-
500万円以上	228	49.1	26.3	15.8	8.8	-
売買なし	812	20.8	31.3	28.2	19.7	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問18-2. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の意識

すべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」の交付についてどのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	交付は必要	交付はどちらでも良い	照会して回答がすぐ得られるなら不要	交付は不要	無回答
全 体	2085	32.0	34.2	17.6	16.2	-
50万円未満	435	32.0	34.0	17.7	16.3	-
50～100万円未満	235	26.4	41.7	17.4	14.5	-
100～300万円未満	273	37.7	30.8	16.5	15.0	-
300～500万円未満	102	41.2	30.4	13.7	14.7	-
500万円以上	228	46.5	24.6	15.8	13.2	-
売買なし	812	26.5	36.5	19.0	18.1	-
無回答	0	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(平成22年中の累計売買金額別)

問19-1. 特定口座のみなし廃止の認知

証券会社等に開設する特定口座において、「上場株式や公募株式投資信託の残高がなく、かつ売買取引や配当金の受入れが一切ない状態」が2年以上続いた場合には、法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	7.6	17.8	35.1	39.5	-
50万円未満	435	7.4	17.0	37.5	38.2	-
50～100万円未満	235	8.1	28.5	28.5	34.9	-
100～300万円未満	273	8.8	19.4	34.8	37.0	-
300～500万円未満	102	8.8	16.7	39.2	35.3	-
500万円以上	228	20.2	21.5	28.9	29.4	-
売買なし	812	3.4	13.8	37.1	45.7	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問19-2. 特定口座のみなし廃止の意識

法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	特段気にならない	不便だ	無回答
全 体	2085	48.4	51.6	-
50万円未満	435	44.1	55.9	-
50～100万円未満	235	49.4	50.6	-
100～300万円未満	273	53.5	46.5	-
300～500万円未満	102	50.0	50.0	-
500万円以上	228	49.6	50.4	-
売買なし	812	48.2	51.8	-
無回答	0	-	-	-

問20-1. 相続・贈与の際の特定口座の一定の制約への認知

親族等から相続や贈与により上場株式や公募株式投資信託を取得し、特定口座に受け入れる場合、同一銘柄についてすべて当該特定口座へ受け入れる必要があるなどの一定の制約(※)があることをご存知ですか。(ひとつだけ)

※一定の制約…主な事例

①叔父から贈与を受ける場合、贈与者である叔父が特定口座で上場株式である甲A銘柄を2株保有しており、あなたが特定口座で既に当該甲A銘柄を保有しているときには、2株すべてをあなたの特定口座へ移管しなければなりません(1株だけを移管することはできません)。

②父親が一般口座で上場株式である乙B銘柄を保有し、相続などにより、あなたの特定口座に当該銘柄を移管するときには、父親が他の証券会社等に開設する一般口座や特別口座で保有する乙B銘柄(相続などの前に一般口座で売却等を行ったものを含む)の存在をすべて確認し、また、その取得価額をすべて調査して計算のうえ特定口座へ受け入れる必要があります(実務上、父親が保有する乙B銘柄の存在と取得価額などを完全に証明することは困難であるため、相続などによる特定口座への受入れは行うことが困難です。)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	2.8	16.6	38.8	41.7	-
50万円未満	435	2.8	16.1	40.5	40.7	-
50～100万円未満	235	3.4	25.5	35.3	35.7	-
100～300万円未満	273	3.7	20.9	37.7	37.7	-
300～500万円未満	102	3.9	21.6	37.3	37.3	-
500万円以上	228	7.5	18.9	37.7	36.0	-
売買なし	812	0.9	11.7	39.9	47.5	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問20-2. 一定の制約についての意識

一定の制約があることについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	一定の制約は必要	特段気にならない	非常に複雑で撤廃すべき	無回答
全 体	2085	24.9	39.0	36.0	-
50万円未満	435	26.0	38.9	35.2	-
50～100万円未満	235	26.8	40.9	32.3	-
100～300万円未満	273	26.7	39.2	34.1	-
300～500万円未満	102	23.5	36.3	40.2	-
500万円以上	228	28.5	37.3	34.2	-
売買なし	812	22.4	39.4	38.2	-
無回答	0	-	-	-	-

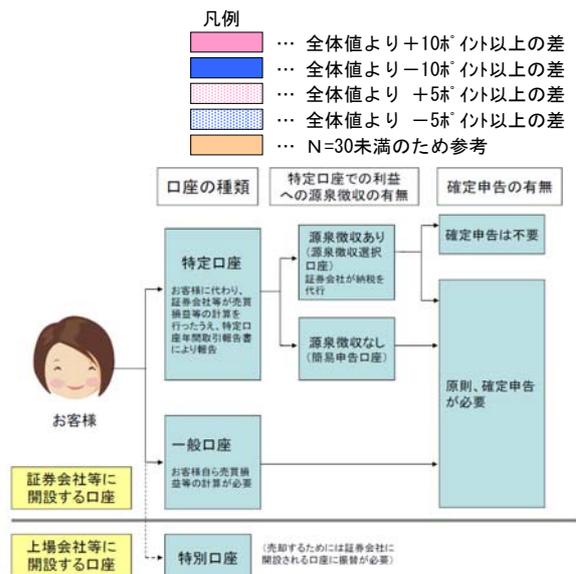
特定口座に係る調査 クロス集計表(保有銘柄の総額別)

問1. 現在開設している証券口座の種類

あなたが、証券会社等(※)に現在、開設している証券口座をすべてお知らせください。なお、現在の残高の有無は問いませんが、これまで残高がずっとゼロの口座は除いてお知らせください。(いくつでも)

※ 証券会社等…証券会社、投資信託委託会社、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等をいいます。(特定口座の定義は、下記の図をご覧ください)

	全 体	特定口座	一般口座	無回答
全 体	2085	84.2	22.3	-
現在保有なし	191	68.1	36.1	-
10万円未満	136	80.9	22.1	-
10～50万円未満	300	83.3	21.3	-
50～100万円未満	285	85.6	18.6	-
100～300万円未満	462	85.1	20.6	-
300～500万円未満	234	86.3	20.9	-
500～1000万円未満	221	88.7	21.7	-
1000～3000万円未満	169	89.3	21.9	-
3000～5000万円未満	55	90.9	21.8	-
5000万円以上	32	93.8	25.0	-
無回答	0	-	-	-



問2. 配当金受領方法

あなたが、証券会社等に開設している証券口座において、上場株式(※1)の配当金の受領方法は、どれを選択していますか。複数の証券口座を開設している方は、あてはまるものを全て(※2)お知らせください。(いくつでも)

※1 上場株式…上場株式、上場優先出資証券、上場ETF、上場REIT、上場CBのほか、外国の取引所に上場するこれらの有価証券を含みます。

※2 複数の口座をお持ちの場合でも、「登録配当金受領口座方式」と「株式数等比例配分方式」は、他の方式と同時に選べません。

	全 体	配当金領収証方式	個別銘柄指定方式	登録配当金受領口座方式	株式数等比例配分方式	わからない	無回答
全 体	2085	41.0	19.3	14.9	21.2	10.1	-
現在保有なし	191	20.9	3.1	8.9	15.2	51.8	-
10万円未満	136	39.7	11.8	8.1	20.6	21.3	-
10～50万円未満	300	48.3	15.0	14.7	17.7	7.3	-
50～100万円未満	285	46.0	18.2	16.5	20.0	4.9	-
100～300万円未満	462	44.2	20.3	15.2	21.2	5.0	-
300～500万円未満	234	41.5	17.9	17.1	24.4	5.1	-
500～1000万円未満	221	37.1	23.5	17.6	30.3	2.3	-
1000～3000万円未満	169	42.0	30.8	17.2	23.7	3.0	-
3000～5000万円未満	55	32.7	47.3	16.4	20.0	1.8	-
5000万円以上	32	37.5	53.1	15.6	6.3	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

問3. 特定口座における源泉徴収の有無

【特定口座を開設している個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している特定口座は、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)と源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)のどちらですか。複数の証券会社等に特定口座を開設している場合は、あてはまるものをすべてお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)	源泉徴収なし(簡易申告口座)	無回答
全 体	1756	83.4	18.2	-
現在保有なし	130	86.9	13.8	-
10万円未満	110	84.5	17.3	-
10～50万円未満	250	83.6	17.2	-
50～100万円未満	244	79.9	21.3	-
100～300万円未満	393	82.7	17.8	-
300～500万円未満	202	82.2	19.3	-
500～1000万円未満	196	87.2	14.3	-
1000～3000万円未満	151	84.1	18.5	-
3000～5000万円未満	50	82.0	24.0	-
5000万円以上	30	83.3	33.3	-
無回答	0	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(保有銘柄の総額別)

問4. 源泉徴収ありの特定口座選択の理由

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告を 不要にでき る	証券会社が 売却益に対 して源泉徴 収	損益通算を 証券口座で 行える	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	1465	78.6	31.3	21.5	0.5	7.6	-
現在保有なし	113	76.1	17.7	11.5	0.9	14.2	-
10万円未満	93	86.0	25.8	9.7	-	10.8	-
10～50万円未満	209	83.7	28.7	15.8	0.5	6.7	-
50～100万円未満	195	83.6	24.6	11.8	-	9.2	-
100～300万円未満	325	80.6	29.5	19.4	0.6	7.7	-
300～500万円未満	166	77.7	36.7	25.3	-	5.4	-
500～1000万円未満	171	72.5	38.0	37.4	-	4.1	-
1000～3000万円未満	127	71.7	36.2	32.3	1.6	7.1	-
3000～5000万円未満	41	65.9	58.5	31.7	2.4	4.9	-
5000万円以上	25	60.0	56.0	56.0	-	8.0	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

問5. 源泉徴収選択口座における分配金の受入れ可否

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

平成21年1月から、国内上場株式等の配当金を証券会社等の証券口座で受け取ることができるようになりました。

また、平成22年1月から、国内上場株式等の配当金や公募株式投資信託の分配金等については、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)へ受け入れることができるようになりました。

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)では、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れが可能ですか。(ひとつだけ)

	全 体	配当金・分 配金がとも に受入れ可 能	分配金のみ 受入れ可能	いずれも受 入れ可能で はない	無回答
全 体	1465	74.2	4.9	20.9	-
現在保有なし	113	61.1	2.7	36.3	-
10万円未満	93	76.3	2.2	21.5	-
10～50万円未満	209	68.9	2.9	28.2	-
50～100万円未満	195	69.2	4.1	26.7	-
100～300万円未満	325	75.7	5.2	19.1	-
300～500万円未満	166	80.1	6.0	13.9	-
500～1000万円未満	171	78.9	6.4	14.6	-
1000～3000万円未満	127	79.5	7.9	12.6	-
3000～5000万円未満	41	78.0	9.8	12.2	-
5000万円以上	25	84.0	4.0	12.0	-
無回答	0	-	-	-	-

問6. 特定口座を開設しない理由

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に特定口座を開設しない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	株式や株式 投信を保有 していない	株式や株式 投信の保有 予定がない	本人確認書 類などの手 続が面倒	自ら納税計 算するので 特定口座は 不要	取引する証 券会社等 では開設で きない	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	329	4.6	5.2	15.2	25.8	1.8	2.1	51.1	-
現在保有なし	61	24.6	6.6	6.6	18.0	4.9	1.6	44.3	-
10万円未満	26	-	11.5	19.2	19.2	-	7.7	50.0	-
10～50万円未満	50	-	8.0	14.0	12.0	6.0	-	60.0	-
50～100万円未満	41	-	7.3	14.6	22.0	-	2.4	61.0	-
100～300万円未満	69	-	1.4	18.8	27.5	-	1.4	55.1	-
300～500万円未満	32	-	3.1	25.0	37.5	-	3.1	43.8	-
500～1000万円未満	25	-	4.0	8.0	44.0	-	4.0	44.0	-
1000～3000万円未満	18	-	-	27.8	55.6	-	-	27.8	-
3000～5000万円未満	5	-	-	-	20.0	-	-	80.0	-
5000万円以上	2	-	-	-	50.0	-	-	50.0	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(保有銘柄の総額別)

問7. 特定口座開設のための改善点

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

どのような点を改善すれば、あなたは証券会社等に特定口座を開設しますか。(いくつでも)

	全 体	特定口座の 仕組みが理 解できた	一般口座の 株式等を振 替可能なら	特別口座の 株式を振替 可能なら	他の金融商 品と損益通 算が可能なら	複数の特定 口座間で損 益通算可能 なら	税務署に内 容が通知さ れなければ	その他	改善されて も開設する つもりはな い	無回答
全 体	329	40.1	12.2	3.3	4.9	8.8	7.0	3.6	31.9	-
現在保有なし	61	32.8	13.1	-	3.3	8.2	3.3	1.6	47.5	-
10万円未満	26	46.2	3.8	3.8	-	3.8	7.7	3.8	30.8	-
10～50万円未満	50	58.0	10.0	4.0	-	6.0	4.0	2.0	22.0	-
50～100万円未満	41	36.6	9.8	7.3	4.9	2.4	7.3	4.9	39.0	-
100～300万円未満	69	46.4	14.5	4.3	7.2	8.7	1.4	4.3	26.1	-
300～500万円未満	32	25.0	18.8	6.3	6.3	15.6	21.9	6.3	31.3	-
500～1000万円未満	25	28.0	12.0	-	-	12.0	12.0	8.0	36.0	-
1000～3000万円未満	18	27.8	11.1	-	22.2	22.2	16.7	-	22.2	-
3000～5000万円未満	5	60.0	20.0	-	20.0	-	-	-	-	-
5000万円以上	2	50.0	-	-	-	50.0	-	-	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問8. 源泉徴収選択口座で配当金の受入れを行う理由

【配当金・分配金の受入れができる個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行う理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告が 不要となる ため	証券会社等 の担当者に 勧められた	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	1087	70.5	6.5	0.7	24.5	-
現在保有なし	69	63.8	5.8	-	31.9	-
10万円未満	71	69.0	1.4	-	29.6	-
10～50万円未満	144	64.6	6.3	0.7	30.6	-
50～100万円未満	135	63.0	5.2	-	32.6	-
100～300万円未満	246	69.9	7.7	0.8	23.6	-
300～500万円未満	133	74.4	8.3	0.8	19.5	-
500～1000万円未満	135	80.0	6.7	1.5	16.3	-
1000～3000万円未満	101	75.2	6.9	1.0	18.8	-
3000～5000万円未満	32	78.1	3.1	3.1	15.6	-
5000万円以上	21	71.4	14.3	-	23.8	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問9. 源泉徴収選択口座で配当金等の受入れを行わない理由

【配当金・分配金の受入れができない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行わない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	預金口座や 窓口で配当 金を受取り たい	損益通算で きることを知 らなかった	利用の証券 会社では損 益通算でき ない	確定申告に より配当控 除を選択し たい	その他	特に理由は ない	配当金があ る株式等を 保有してい ない	無回答
全 体	378	19.3	9.5	3.2	6.6	2.6	52.6	11.4	-
現在保有なし	44	6.8	6.8	-	4.5	-	40.9	45.5	-
10万円未満	22	18.2	13.6	4.5	4.5	4.5	40.9	18.2	-
10～50万円未満	65	13.8	10.8	1.5	6.2	4.6	58.5	9.2	-
50～100万円未満	60	10.0	6.7	5.0	6.7	5.0	65.0	6.7	-
100～300万円未満	79	27.8	8.9	3.8	3.8	-	57.0	5.1	-
300～500万円未満	33	21.2	6.1	3.0	18.2	-	51.5	9.1	-
500～1000万円未満	36	36.1	8.3	2.8	2.8	-	44.4	5.6	-
1000～3000万円未満	26	26.9	15.4	3.8	3.8	3.8	46.2	-	-
3000～5000万円未満	9	11.1	22.2	-	-	22.2	44.4	-	-
5000万円以上	4	25.0	25.0	25.0	75.0	-	25.0	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(保有銘柄の総額別)

問10. 簡易申告口座選択の理由

【源泉徴収なし(簡易申告口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収や 納税代行機 能が不要な ため	源泉徴収で 運用効率等 が低下する	給与以外の 所得収入が 20万円以 下	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	291	28.9	15.5	39.5	4.1	23.4	-
現在保有なし	17	5.9	17.6	52.9	-	23.5	-
10万円未満	17	35.3	11.8	52.9	5.9	17.6	-
10～50万円未満	41	17.1	7.3	61.0	2.4	19.5	-
50～100万円未満	49	20.4	10.2	46.9	2.0	28.6	-
100～300万円未満	68	26.5	22.1	45.6	1.5	20.6	-
300～500万円未満	36	38.9	16.7	33.3	2.8	27.8	-
500～1000万円未満	25	32.0	8.0	20.0	12.0	32.0	-
1000～3000万円未満	24	54.2	12.5	-	12.5	25.0	-
3000～5000万円未満	9	44.4	33.3	11.1	-	11.1	-
5000万円以上	5	60.0	60.0	-	20.0	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

問11. 先入先出法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、同一銘柄については先入先出法(※)により行うことはご存知ですか。(ひとつだけ)

※先入先出法…先に取得したものを売却されたものとして取り扱う方法をいいます。

	全 体	よく知ってい る	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	9.9	27.9	36.9	25.2	-
現在保有なし	191	8.4	26.2	39.3	26.2	-
10万円未満	136	5.9	13.2	45.6	35.3	-
10～50万円未満	300	4.7	23.7	39.0	32.7	-
50～100万円未満	285	6.7	23.9	41.8	27.7	-
100～300万円未満	462	7.4	29.9	37.7	25.1	-
300～500万円未満	234	10.3	35.9	32.5	21.4	-
500～1000万円未満	221	14.5	30.3	34.4	20.8	-
1000～3000万円未満	169	17.8	29.6	34.9	17.8	-
3000～5000万円未満	55	29.1	38.2	16.4	16.4	-
5000万円以上	32	43.8	46.9	9.4	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問12. 総平均法に準ずる方法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、その取得価額については総平均法に準ずる方法(※)により計算することはご存知ですか。(ひとつだけ)

※ 総平均法に準ずる方法…上場株式を最初に取得したときから売却時までの期間を基礎として、当該期間内に取得した同一の上場株式の取得価額を合算のうえ取得株式総数で除して計算した金額を、売却した上場株式の1単位当たりの取得価額として計算する方法をいいます。

	全 体	よく知ってい る	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	11.9	31.1	34.3	22.6	-
現在保有なし	191	7.9	27.2	35.6	29.3	-
10万円未満	136	7.4	19.9	40.4	32.4	-
10～50万円未満	300	6.3	25.3	35.7	32.7	-
50～100万円未満	285	5.6	29.8	40.7	23.9	-
100～300万円未満	462	9.3	34.0	32.3	24.5	-
300～500万円未満	234	14.1	36.3	35.5	14.1	-
500～1000万円未満	221	22.2	34.8	26.7	16.3	-
1000～3000万円未満	169	20.1	32.5	37.9	9.5	-
3000～5000万円未満	55	30.9	40.0	16.4	12.7	-
5000万円以上	32	40.6	40.6	15.6	3.1	-
無回答	0	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(保有銘柄の総額別)

問13. 特定口座内で損益通算するための条件認知

特定口座内で配当等と譲渡損失を損益通算するためには、①口座区分として「源泉徴収ありの特定口座」を開設し、②配当金の受取方法として「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択する必要がある(※)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)
 (※)公募株式投資信託の分配金は、「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択しなくても、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)の計算対象とし、上場株式や公募株式投資信託の売却時の損失と通算できます。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	9.5	28.2	38.3	24.0	-
現在保有なし	191	3.1	24.1	42.9	29.8	-
10万円未満	136	2.9	23.5	37.5	36.0	-
10～50万円未満	300	2.7	22.3	45.3	29.7	-
50～100万円未満	285	6.0	26.7	43.9	23.5	-
100～300万円未満	462	6.1	29.4	38.7	25.8	-
300～500万円未満	234	12.4	31.2	35.9	20.5	-
500～1000万円未満	221	20.4	29.0	30.3	20.4	-
1000～3000万円未満	169	16.6	38.5	33.1	11.8	-
3000～5000万円未満	55	34.5	29.1	27.3	9.1	-
5000万円以上	32	46.9	37.5	12.5	3.1	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問14. 特別口座保有者は株式数等比例配分を選べないこと

「特別口座」(※)で上場株式を保有している場合には、配当金の受取方法について「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

※ 特別口座…株券電子化に伴い、上場株式を証券保管振替機構に預託していない株主の権利を保全するために、信託銀行等に開設された口座をいいます。特別口座に保有している上場株式を売却することはできませんので、売却する場合には、証券会社等に取り口座を開設し移管する必要があります。特定口座とは異なります。

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	4.7	15.7	36.9	42.7	-
現在保有なし	191	0.5	13.6	39.8	46.1	-
10万円未満	136	2.9	9.6	36.8	50.7	-
10～50万円未満	300	1.7	14.3	39.0	45.0	-
50～100万円未満	285	2.8	11.9	41.4	43.9	-
100～300万円未満	462	2.4	16.5	32.9	48.3	-
300～500万円未満	234	7.3	17.5	33.3	41.9	-
500～1000万円未満	221	8.6	17.6	36.2	37.6	-
1000～3000万円未満	169	7.1	17.8	42.6	32.5	-
3000～5000万円未満	55	18.2	23.6	36.4	21.8	-
5000万円以上	32	31.3	40.6	21.9	6.3	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問15. 特定口座開設は1社に1口座の認知

あなたは1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	23.6	35.4	23.4	17.6	-
現在保有なし	191	14.1	32.5	25.7	27.7	-
10万円未満	136	18.4	30.1	27.2	24.3	-
10～50万円未満	300	16.0	31.3	26.0	26.7	-
50～100万円未満	285	14.7	40.0	27.4	17.9	-
100～300万円未満	462	18.2	38.7	24.2	18.8	-
300～500万円未満	234	29.5	34.6	25.6	10.3	-
500～1000万円未満	221	38.5	32.6	18.1	10.9	-
1000～3000万円未満	169	33.7	41.4	17.2	7.7	-
3000～5000万円未満	55	52.7	38.2	7.3	1.8	-
5000万円以上	32	84.4	15.6	-	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(保有銘柄の総額別)

問16. 特定口座間の損益通算には確定申告が必要であること

複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を開設している場合、それぞれの源泉徴収ありの特定口座における上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金とその売却時の損益を通算するとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	18.2	31.2	31.1	19.5	-
現在保有なし	191	14.7	29.3	33.5	22.5	-
10万円未満	136	12.5	32.4	28.7	26.5	-
10～50万円未満	300	9.3	29.0	34.3	27.3	-
50～100万円未満	285	9.8	29.1	37.2	23.9	-
100～300万円未満	462	15.2	30.3	33.5	21.0	-
300～500万円未満	234	22.6	35.5	27.8	14.1	-
500～1000万円未満	221	28.5	29.4	29.9	12.2	-
1000～3000万円未満	169	24.3	39.1	25.4	11.2	-
3000～5000万円未満	55	56.4	34.5	5.5	3.6	-
5000万円以上	32	62.5	25.0	12.5	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問17. 特定口座の損失繰越に確定申告が必要となること

証券会社等に開設する源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)について年間通算で損失となった場合で、当該損失を翌年以降(最大3年間まで)繰り越すとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	27.6	30.8	25.5	16.2	-
現在保有なし	191	23.6	30.4	29.3	16.8	-
10万円未満	136	15.4	31.6	27.9	25.0	-
10～50万円未満	300	17.7	26.7	32.0	23.7	-
50～100万円未満	285	18.6	31.9	29.8	19.6	-
100～300万円未満	462	23.8	30.5	29.4	16.2	-
300～500万円未満	234	32.5	34.6	21.4	11.5	-
500～1000万円未満	221	42.5	29.9	16.3	11.3	-
1000～3000万円未満	169	40.8	36.1	13.6	9.5	-
3000～5000万円未満	55	58.2	21.8	18.2	1.8	-
5000万円以上	32	68.8	28.1	3.1	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問18-1. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の認知

証券会社等に開設する特定口座において、年間を通じて売買取引や配当金・分配金の受入れが一切なかった場合であってもすべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」が交付されることをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	30.1	32.0	22.5	15.4	-
現在保有なし	191	21.5	29.3	30.9	18.3	-
10万円未満	136	22.8	30.1	26.5	20.6	-
10～50万円未満	300	19.0	31.7	23.3	26.0	-
50～100万円未満	285	21.4	38.6	25.3	14.7	-
100～300万円未満	462	27.5	34.6	22.3	15.6	-
300～500万円未満	234	36.8	36.8	16.7	9.8	-
500～1000万円未満	221	43.9	25.3	22.2	8.6	-
1000～3000万円未満	169	45.0	23.7	18.9	12.4	-
3000～5000万円未満	55	54.5	25.5	14.5	5.5	-
5000万円以上	32	68.8	28.1	3.1	-	-
無回答	0	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(保有銘柄の総額別)

問18-2. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の意識

すべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」の交付についてどのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	交付は必要	交付はどちらでも良い	照会して回答がすぐ得られるなら不要	交付は不要	無回答
全 体	2085	32.0	34.2	17.6	16.2	-
現在保有なし	191	25.7	31.9	23.6	18.8	-
10万円未満	136	24.3	42.6	16.2	16.9	-
10～50万円未満	300	22.7	40.3	17.3	19.7	-
50～100万円未満	285	27.7	37.2	21.1	14.0	-
100～300万円未満	462	31.4	38.3	13.6	16.7	-
300～500万円未満	234	39.7	29.5	15.8	15.0	-
500～1000万円未満	221	41.2	23.1	17.2	18.6	-
1000～3000万円未満	169	37.9	32.5	18.3	11.2	-
3000～5000万円未満	55	47.3	16.4	23.6	12.7	-
5000万円以上	32	59.4	18.8	18.8	3.1	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問19-1. 特定口座のみなし廃止の認知

証券会社等に開設する特定口座において、「上場株式や公募株式投資信託の残高がなく、かつ売買取引や配当金の受入れが一切ない状態」が2年以上続いた場合には、法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	7.6	17.8	35.1	39.5	-
現在保有なし	191	6.8	16.8	37.2	39.3	-
10万円未満	136	7.4	12.5	36.8	43.4	-
10～50万円未満	300	4.7	19.3	35.3	40.7	-
50～100万円未満	285	4.2	16.5	36.5	42.8	-
100～300万円未満	462	6.5	19.0	31.8	42.6	-
300～500万円未満	234	9.4	19.2	35.9	35.5	-
500～1000万円未満	221	10.0	14.9	34.8	40.3	-
1000～3000万円未満	169	10.7	19.5	38.5	31.4	-
3000～5000万円未満	55	12.7	16.4	34.5	36.4	-
5000万円以上	32	31.3	31.3	28.1	9.4	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問19-2. 特定口座のみなし廃止の意識

法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	特段気にならない	不便だ	無回答
全 体	2085	48.4	51.6	-
現在保有なし	191	53.4	46.6	-
10万円未満	136	44.1	55.9	-
10～50万円未満	300	49.0	51.0	-
50～100万円未満	285	43.2	56.8	-
100～300万円未満	462	49.6	50.4	-
300～500万円未満	234	47.4	52.6	-
500～1000万円未満	221	48.4	51.6	-
1000～3000万円未満	169	52.1	47.9	-
3000～5000万円未満	55	43.6	56.4	-
5000万円以上	32	56.3	43.8	-
無回答	0	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(保有銘柄の総額別)

問20-1. 相続・贈与の際の特定口座の一定の制約への認知

親族等から相続や贈与により上場株式や公募株式投資信託を取得し、特定口座に受け入れる場合、同一銘柄についてすべて当該特定口座へ受け入れる必要があるなどの一定の制約(※)があることはご存知ですか。(ひとつだけ)

※一定の制約…主な事例

- ①叔父から贈与を受ける場合、贈与者である叔父が特定口座で上場株式である甲A銘柄を2株保有しており、あなたが特定口座で既に当該甲A銘柄を保有しているときには、2株すべてをあなたの特定口座へ移管しなければなりません(1株だけを移管することはできません)。
 ②父親が一般口座で上場株式である乙B銘柄を保有し、相続などにより、あなたの特定口座に当該銘柄を移管するときには、父親が他の証券会社等に開設する一般口座や特別口座で保有する乙B銘柄(相続などの前に一般口座で売却等を行ったものを含む)の存在をすべて確認し、また、その取得価額をすべて調査して計算のうえ特定口座へ受け入れる必要があります(実務上、父親が保有する乙B銘柄の存在と取得価額などを完全に証明することは困難であるため、相続などによる特定口座への受入れは行うことが困難です。)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	2.8	16.6	38.8	41.7	-
現在保有なし	191	0.5	16.8	40.8	41.9	-
10万円未満	136	2.2	11.0	39.7	47.1	-
10～50万円未満	300	1.0	17.3	37.7	44.0	-
50～100万円未満	285	1.4	14.7	40.4	43.5	-
100～300万円未満	462	1.5	16.7	37.4	44.4	-
300～500万円未満	234	3.0	20.1	38.5	38.5	-
500～1000万円未満	221	5.4	13.1	37.1	44.3	-
1000～3000万円未満	169	4.1	18.3	42.6	34.9	-
3000～5000万円未満	55	10.9	23.6	41.8	23.6	-
5000万円以上	32	25.0	28.1	31.3	15.6	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問20-2. 一定の制約についての意識

一定の制約があることについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	一定の制約は必要	特段気にならない	非常に複雑で撤廃すべき	無回答
全 体	2085	24.9	39.0	36.0	-
現在保有なし	191	22.0	42.4	35.6	-
10万円未満	136	21.3	45.6	33.1	-
10～50万円未満	300	26.7	45.3	28.0	-
50～100万円未満	285	24.9	39.6	35.4	-
100～300万円未満	462	22.1	39.0	39.0	-
300～500万円未満	234	27.8	34.6	37.6	-
500～1000万円未満	221	29.9	30.3	39.8	-
1000～3000万円未満	169	16.0	42.6	41.4	-
3000～5000万円未満	55	41.8	30.9	27.3	-
5000万円以上	32	46.9	15.6	37.5	-
無回答	0	-	-	-	-

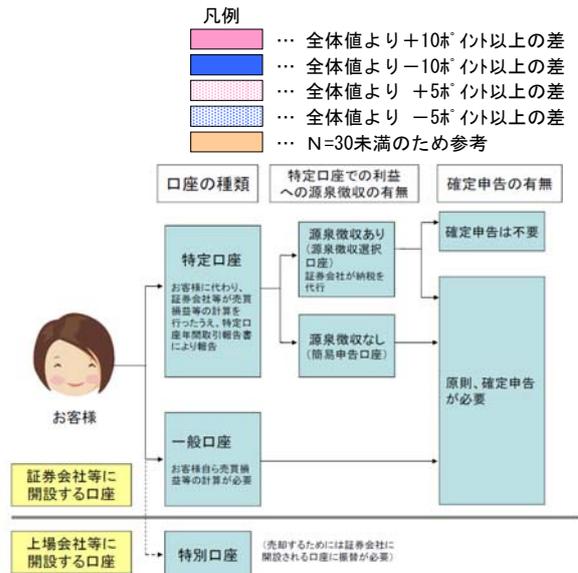
特定口座に係る調査 クロス集計表(口座開設を行っている会社別)

問1. 現在開設している証券口座の種類

あなたが、証券会社等(※)に現在、開設している証券口座をすべてお知らせください。なお、現在の残高の有無は問いませんが、これまで残高がずっとゼロの口座は除いてお知らせください。(いくつでも)

※ 証券会社等…証券会社、投資信託委託会社、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等をいいます。(特定口座の定義は、下記の図をご覧ください)

	全 体	特定口座	一般口座	無回答
全 体	2085	84.2	22.3	-
証券会社	1976	85.5	21.2	-
投資信託委託会社	60	76.7	43.3	-
銀行、信託銀行等	226	76.1	31.0	-
無回答	0	-	-	-



問2. 配当金受領方法

あなたが、証券会社等に開設している証券口座において、上場株式(※1)の配当金の受領方法は、どれを選択していますか。複数の証券口座を開設している方は、あてはまるものを全て(※2)お知らせください。(いくつでも)

※1 上場株式…上場株式、上場優先出資証券、上場ETF、上場REIT、上場CBのほか、外国の取引所に上場するこれらの有価証券を含みます。

※2 複数の口座をお持ちの場合でも、「登録配当金受領口座方式」と「株式数等比例配分方式」は、他の方式と同時に選べません。

	全 体	配当金領収証方式	個別銘柄指定方式	登録配当金受領口座方式	株式数等比例配分方式	わからない	無回答
全 体	2085	41.0	19.3	14.9	21.2	10.1	-
証券会社	1976	42.2	19.4	14.3	22.0	8.9	-
投資信託	60	36.7	20.0	21.7	18.3	11.7	-
銀行	226	24.8	24.8	20.4	15.9	21.2	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

問3. 特定口座における源泉徴収の有無

【特定口座を開設している個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している特定口座は、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)と源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)のどちらですか。複数の証券会社等に特定口座を開設している場合は、あてはまるものすべてお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)	源泉徴収なし(簡易申告口座)	無回答
全 体	1756	83.4	18.2	-
証券会社	1690	83.6	18.0	-
投資信託委託会社	46	80.4	26.1	-
銀行、信託銀行等	172	83.1	18.6	-
無回答	0	-	-	-

問4. 源泉徴収ありの特定口座選択の理由

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告を不要にできる	証券会社が売却益に対して源泉徴収	損益通算を証券口座で行える	その他	特に理由はない	無回答
全 体	1465	78.6	31.3	21.5	0.5	7.6	-
証券会社	1413	78.6	31.8	21.9	0.5	7.5	-
投資信託委託会社	37	73.0	24.3	21.6	-	10.8	-
銀行、信託銀行等	143	78.3	33.6	27.3	-	6.3	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(口座開設を行っている会社別)

問5. 源泉徴収選択口座における分配金の受入れ可否

【源泉徴収あり(源泉徴収選択口座)を選択した個人投資者ベース】

平成21年1月から、国内上場株式等の配当金を証券会社等の証券口座で受け取ることができるようになりました。また、平成22年1月から、国内上場株式等の配当金や公募株式投資信託の分配金等については、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)へ受け入れることができるようになりました。あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)では、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れが可能ですか。(ひとつだけ)

	全 体	配当金・分配金がともに受入れ可能	分配金のみ受入れ可能	いずれも受入れ可能ではない	無回答
全 体	1465	74.2	4.9	20.9	-
証券会社	1413	74.7	4.4	20.9	-
投資信託委託会社	37	67.6	8.1	24.3	-
銀行、信託銀行等	143	71.3	14.7	14.0	-
無回答	0	-	-	-	-

問6. 特定口座を開設しない理由

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に特定口座を開設しない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	株式や株式投資を保有していない	株式や株式投資の保有予定がない	本人確認書類などの手続きが面倒	自ら納税計算するので特定口座は不要	取引する証券会社等では開設できない	その他	特に理由はない	無回答
全 体	329	4.6	5.2	15.2	25.8	1.8	2.1	51.1	-
証券会社	286	3.8	5.2	16.1	26.6	1.0	2.4	51.0	-
投資信託委託会社	14	-	21.4	21.4	35.7	-	-	35.7	-
銀行、信託銀行等	54	11.1	5.6	11.1	18.5	5.6	-	53.7	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-

問7. 特定口座開設のための改善点

【特定口座を開設していない個人投資者ベース】

どのような点を改善すれば、あなたは証券会社等に特定口座を開設しますか。(いくつでも)

	全 体	特定口座の仕組みが理解できたら	一般口座の株式等を振替可能なら	特別口座の株式を振替可能なら	他の金融商品と損益通算が可能なら	複数の特定口座間で損益通算可能なら	税務署に内容が通知されなければ	その他	改善されても開設するつもりはない	無回答
全 体	329	40.1	12.2	3.3	4.9	8.8	7.0	3.6	31.9	-
証券会社	286	39.5	12.2	3.1	4.9	9.4	7.3	4.2	32.2	-
投資信託委託会社	14	35.7	28.6	21.4	14.3	7.1	-	-	21.4	-
銀行、信託銀行等	54	44.4	11.1	1.9	7.4	9.3	3.7	-	29.6	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問8. 源泉徴収選択口座で配当金の受入れを行う理由

【配当金・分配金の受入れができる個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行う理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	確定申告が不要となるため	証券会社等の担当者に勧められた	その他	特に理由はない	無回答
全 体	1087	70.5	6.5	0.7	24.5	-
証券会社	1056	70.5	6.4	0.8	24.5	-
投資信託委託会社	25	80.0	20.0	-	12.0	-
銀行、信託銀行等	102	76.5	8.8	1.0	16.7	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問9. 源泉徴収選択口座で配当金等の受入れを行わない理由

【配当金・分配金の受入れができない個人投資者ベース】

あなたが証券会社等に開設している源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)において、上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の受入れを行わない理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	預金口座や窓口で配当金を受取りたい	損益通算できることを知らなかった	利用の証券会社では損益通算できない	確定申告により配当控除を選択したい	その他	特に理由はない	配当金がある株式等を保有していない	無回答
全 体	378	19.3	9.5	3.2	6.6	2.6	52.6	11.4	-
証券会社	357	20.2	10.1	3.1	6.4	2.8	52.1	10.9	-
投資信託委託会社	12	33.3	16.7	16.7	16.7	-	33.3	16.7	-
銀行、信託銀行等	41	14.6	7.3	7.3	7.3	-	58.5	14.6	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(口座開設を行っている会社別)

問10. 簡易申告口座選択の理由

【源泉徴収なし(簡易申告口座)を選択した個人投資者ベース】

あなたが源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)を選択した理由をお知らせください。(いくつでも)

	全 体	源泉徴収や 納税代行機 能が不要な ため	源泉徴収で 運用効率等 が低下する	給与以外の 所得収入が 20万円以 下	その他	特に理由は ない	無回答
全 体	291	28.9	15.5	39.5	4.1	23.4	-
証券会社	277	29.2	16.2	39.0	4.3	22.7	-
投資信託委託会社	9	44.4	33.3	22.2	-	33.3	-
銀行、信託銀行等	29	37.9	13.8	41.4	3.4	20.7	-
無回答	0	-	-	-	-	-	-

問11. 先入先出法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、同一銘柄については先入先出法(※)により行うことはご存知ですか。(ひとつだけ)

※先入先出法…先に取得したものを売却されたものとして取り扱う方法をいいます。

	全 体	よく知っている	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	9.9	27.9	36.9	25.2	-
証券会社	1976	10.4	28.1	36.9	24.6	-
投資信託委託会社	60	13.3	35.0	31.7	20.0	-
銀行、信託銀行等	226	8.4	28.3	36.3	27.0	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問12. 総平均法に準ずる方法の認知

特定口座における上場株式や公募株式投資信託の売却時の譲渡損益の計算を行う際、その取得価額については総平均法に準ずる方法(※)により計算することはご存知ですか。(ひとつだけ)

※総平均法に準ずる方法…上場株式を最初に取得したときから売却時までの期間を基礎として、当該期間内に取得した同一の上場株式の取得価額を合算のうえ取得株式総数で除して計算した金額を、売却した上場株式の1単位当たりの取得価額として計算する方法をいいます。

	全 体	よく知っている	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	11.9	31.1	34.3	22.6	-
証券会社	1976	12.6	31.3	34.1	22.1	-
投資信託委託会社	60	16.7	36.7	31.7	15.0	-
銀行、信託銀行等	226	13.3	29.6	33.6	23.5	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問13. 特定口座内で損益通算するための条件認知

特定口座内で配当等と譲渡損失を損益通算するためには、①口座区分として「源泉徴収ありの特定口座」を開設し、②配当金の受取方法として「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択する必要がある(※)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

(※)公募株式投資信託の分配金は、「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択しなくても、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)の計算対象とし、上場株式や公募株式投資信託の売却時の損失と通算できます。

	全 体	よく知っている	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	9.5	28.2	38.3	24.0	-
証券会社	1976	10.1	28.3	38.1	23.5	-
投資信託委託会社	60	15.0	41.7	25.0	18.3	-
銀行、信託銀行等	226	9.3	35.0	35.8	19.9	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問14. 特別口座保有者は株式数等比例配分を選べないこと

「特別口座」(※)で上場株式を保有している場合には、配当金の受取方法について「証券会社の口座への振り込みで受け取る方式(株式数等比例配分方式)」を選択できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

※特別口座…株券電子化に伴い、上場株式を証券保管振替機構に預託していない株主の権利を保全するために、信託銀行等に開設された口座をいいます。特別口座に保有している上場株式を売却することはできませんので、売却する場合には、証券会社等に取引口座を開設し移管する必要があります。特定口座とは異なります。

	全 体	よく知っている	なんとなく 知っている	あまりよく知 らない	全く知らな い	無回答
全 体	2085	4.7	15.7	36.9	42.7	-
証券会社	1976	4.8	15.9	36.7	42.7	-
投資信託委託会社	60	13.3	30.0	28.3	28.3	-
銀行、信託銀行等	226	8.0	17.3	39.4	35.4	-
無回答	0	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(口座開設を行っている会社別)

問15. 特定口座開設は1社に1口座の認知

あなたは1つの証券会社等においては1つの特定口座しか開設できないことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	23.6	35.4	23.4	17.6	-
証券会社	1976	24.1	36.0	22.9	17.0	-
投資信託委託会社	60	36.7	36.7	15.0	11.7	-
銀行、信託銀行等	226	31.0	29.6	23.5	15.9	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問16. 特定口座間の損益通算には確定申告が必要であること

複数の証券会社等に源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を開設している場合、それぞれの源泉徴収ありの特定口座における上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金とその売却時の損益を通算するとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	18.2	31.2	31.1	19.5	-
証券会社	1976	18.7	31.1	31.0	19.2	-
投資信託委託会社	60	28.3	36.7	18.3	16.7	-
銀行、信託銀行等	226	23.9	35.0	24.8	16.4	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問17. 特定口座の損失繰越に確定申告が必要となること

証券会社等に開設する源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)について年間通算で損失となった場合で、当該損失を翌年以降(最大3年間まで)繰り越すとき、確定申告が必要となることはご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	27.6	30.8	25.5	16.2	-
証券会社	1976	28.8	30.9	24.8	15.5	-
投資信託委託会社	60	25.0	46.7	13.3	15.0	-
銀行、信託銀行等	226	23.9	30.1	29.6	16.4	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問18-1. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の認知

証券会社等に開設する特定口座において、年間を通じて売買取引や配当金・分配金の受入れが一切なかった場合であってもすべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」が交付されることをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	30.1	32.0	22.5	15.4	-
証券会社	1976	31.2	31.7	22.2	14.9	-
投資信託委託会社	60	35.0	30.0	16.7	18.3	-
銀行、信託銀行等	226	31.4	32.7	22.6	13.3	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問18-2. 0記載の特定口座年間取引報告書交付の意識

すべての項目に「0」が記載された「特定口座年間取引報告書」の交付についてどのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	交付は必要	交付はどちらでも良い	照会して回答がすぐ得られるなら不要	交付は不要	無回答
全 体	2085	32.0	34.2	17.6	16.2	-
証券会社	1976	32.2	34.3	17.6	15.9	-
投資信託委託会社	60	38.3	31.7	11.7	18.3	-
銀行、信託銀行等	226	33.2	32.7	17.7	16.4	-
無回答	0	-	-	-	-	-

特定口座に係る調査 クロス集計表(口座開設を行っている会社別)

問19-1. 特定口座のみなし廃止の認知

証券会社等に開設する特定口座において、「上場株式や公募株式投資信託の残高がなく、かつ売買取引や配当金の受入れが一切ない状態」が2年以上続いた場合には、法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことをご存知ですか。(ひとつだけ)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	7.6	17.8	35.1	39.5	-
証券会社	1976	7.8	17.7	35.1	39.5	-
投資信託委託会社	60	18.3	36.7	23.3	21.7	-
銀行、信託銀行等	226	8.4	19.0	37.6	35.0	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問19-2. 特定口座のみなし廃止の意識

法令により特定口座が廃止される(「特定口座廃止届出書」が提出されたとみなされる。)ことについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	特段気にならない	不便だ	無回答
全 体	2085	48.4	51.6	-
証券会社	1976	48.0	52.0	-
投資信託委託会社	60	60.0	40.0	-
銀行、信託銀行等	226	52.7	47.3	-
無回答	0	-	-	-

問20-1. 相続・贈与の際の特定口座の一定の制約への認知

親族等から相続や贈与により上場株式や公募株式投資信託を取得し、特定口座に受け入れる場合、同一銘柄についてすべて当該特定口座へ受け入れる必要があるなどの一定の制約(※)があることはご存知ですか。(ひとつだけ)

※一定の制約…主な事例

- ①叔父から贈与を受ける場合、贈与者である叔父が特定口座で上場株式である甲A銘柄を2株保有しており、あなたが特定口座で既に当該甲A銘柄を保有しているときには、2株すべてをあなたの特定口座へ移管しなければなりません(1株だけを移管することはできません)。
- ②父親が一般口座で上場株式である乙B銘柄を保有し、相続などにより、あなたの特定口座に当該銘柄を移管するときには、父親が他の証券会社等に開設する一般口座や特別口座で保有する乙B銘柄(相続などの前に一般口座で売却等を行ったものを含む)の存在をすべて確認し、また、その取得価額をすべて調査して計算のうえ特定口座へ受け入れる必要があります(実務上、父親が保有する乙B銘柄の存在と取得価額などを完全に証明することは困難であるため、相続などによる特定口座への受入れは行うことが困難です。)

	全 体	よく知っている	なんとなく知っている	あまりよく知らない	全く知らない	無回答
全 体	2085	2.8	16.6	38.8	41.7	-
証券会社	1976	2.9	16.2	39.0	42.0	-
投資信託委託会社	60	11.7	36.7	28.3	23.3	-
銀行、信託銀行等	226	3.5	21.2	37.6	37.6	-
無回答	0	-	-	-	-	-

問20-2. 一定の制約についての意識

一定の制約があることについて、どのように考えますか。(ひとつだけ)

	全 体	一定の制約は必要	特段気にならない	非常に複雑で撤廃すべき	無回答
全 体	2085	24.9	39.0	36.0	-
証券会社	1976	24.3	39.1	36.5	-
投資信託委託会社	60	35.0	38.3	26.7	-
銀行、信託銀行等	226	31.0	37.6	31.4	-
無回答	0	-	-	-	-